

令和5年度

新潟県公立高等学校  
入学者選抜要項

新潟県教育委員会  
新潟市教育委員会

令和5年度新潟県公立高等学校入学者選抜事務日程

1 月			3 月		
・ 1月16日(月)～ ※ 県外からの出願申請書受付 (2月8日(水)まで) ・ 1月16日(月)～ ※ 海外帰国生徒等特別選拔出願申請書受付 (2月8日(水)まで)			1	水	志願変更受付締切 11:00まで 特別措置実施申請書(一般選抜用)締切 11:00まで ※ 佐渡航路欠航による受検会場変更届受付開始
			2	木	
			3	金	※ 佐渡航路欠航による受検会場変更届受付締切 正午まで ※ 転勤等による県外からの出願申請書締切 正午まで
			4	土	
			5	日	
			6	月	
2 月			7	火	一般選抜・海外帰国生徒等特別選抜学力検査等の本検査(定時制の課程では学校独自検査も実施)
1	水		8	水	一般選抜学校独自検査の本検査(実施校) 特別措置実施申請書(一般選抜追検査用)受付開始
2	木		9	木	
3	金	特色化選拔出願受付開始 特色化選抜結果通知書等受領申請書, 特別措置実施申請書 (特色化選抜用) 受付開始	10	金	一般選抜(本検査)における欠席理由書及び追検査希望願締切 16:00まで 特別措置実施申請書(一般選抜追検査用)締切 16:00まで
4	土		11	土	
5	日		12	日	
6	月		13	月	
7	火	特色化選拔出願締切 11:00まで 特色化選抜結果通知書等受領申請書, 特別措置実施申請書 (特色化選抜用) 締切 11:00まで	14	火	一般選抜・海外帰国生徒等特別選抜学力検査等の追検査(定時制の課程では学校独自検査も実施)(実施校)
8	水	※ 県外からの出願申請書締切 ※ 海外帰国生徒等特別選拔出願申請書締切	15	水	一般選抜学校独自検査の追検査(実施校) 学校独自検査(追検査)における欠席理由書提出締切 16:00まで 一般選抜(本検査及び追検査)における欠席理由書及び特別追検査 受検願提出締切 16:00まで ※ 県外からの出願申請書(2次募集用)受付開始 ※ 海外帰国生徒等特別選拔出願申請書(2次募集用)受付開始 ※ 特別措置実施申請書(特別追検査)締切 16:00まで
9	木		16	木	合格者の発表(午後)
10	金		17	金	2次募集を実施する学校・学科の発表 14:00 ※ 県外からの出願申請書(2次募集用)締切 正午まで ※ 海外帰国生徒等特別選拔出願申請書(2次募集用)締切 正午まで ※ 佐渡航路欠航による受検会場変更届受付開始
11	土	建国記念の日	18	土	
12	日		19	日	
13	月	特色化選抜面接等実施日	20	月	2次募集(海外帰国生徒等特別選抜含む)出願受付開始 特別措置実施申請書(2次募集用)受付開始
14	火		21	火	春分の日
15	水	特色化選抜結果通知書・合格内定通知書発送 午後	22	水	2次募集(海外帰国生徒等特別選抜含む)出願締切 正午まで 特別措置実施申請書(2次募集用)締切 正午まで ※ 佐渡航路欠航による受検会場変更届受付締切 正午まで
16	木		23	木	2次募集(海外帰国生徒等特別選抜含む)学力検査等実施日 一般選抜・海外帰国生徒等特別選抜の特別追検査学力検査等実施日
17	金	一般選抜・海外帰国生徒等特別選拔出願受付開始 特別措置実施申請書(一般選抜用)受付開始 通信制の課程の入学願書受付開始(4月4日まで)	24	金	2次募集合格者の発表 特別追検査合格者の発表
18	土		25	土	
19	日		26	日	
20	月		27	月	
21	火	一般選抜・海外帰国生徒等特別選拔出願締切 11:00まで	28	火	
22	水		29	水	特別追検査追加募集の出願関係書類受付 9時から正午まで
23	木	天皇誕生日	30	木	特別追検査追加募集の合格発表
24	金	特色化選抜入学確約書提出締切 正午まで	31	金	
25	土		4 月		
26	日		・ 4月4日(火) 通信制の課程の入学願書受付締切 16:00まで ・ 4月11日(火)まで 通信制の課程の合格者の発表(本人に通知)		
27	月	志願変更受付開始 ※ 転勤等による県外からの出願申請書受付開始			
28	火				

特色化選抜に係る事務日程については、斜体で記載する。

※が付された書類等の提出は、新潟県立高等学校の場合には、新潟県教育委員会とし、新潟市立高等学校の場合には、新潟市教育委員会とする。

# 目 次

## 令和5年度新潟県公立高等学校入学者選抜事務日程

### 令和5年度新潟県公立高等学校入学者選抜要項

<b>I 基本方針</b> -----	1
<b>II 特色化選抜</b> -----	3
第1 対象高等学校及び募集人数(3)	第2 出願資格(3)
第3 出願(3)	
第4 特別な配慮を必要とする者の受検上の措置申請(4)	
第5 面接等(5)	第6 入学者の選抜方法(5)
第7 合格内定の通知及び合格者の発表等(5)	
第8 新型コロナウイルス感染症対策のため受検ができない者(5)	
<b>III 一般選抜</b> -----	6
第1 対象高等学校及び募集人数(6)	第2 出願資格(7)
第3 出願(7)	第4 県外中学校からの出願(8)
第5 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者の出願(9)	
第6 志願変更(9)	
第7 特別な配慮を必要とする者の受検上の措置申請(10)	
第8 佐渡航路欠航による受検会場の変更(10)	
第9 学力検査(本検査)(11)	第10 学校独自検査(本検査)(12)
第11 受検上の留意事項(12)	第12 入学者の選抜方法(12)
第13 合格者の発表等(13)	
第14 新型コロナウイルス感染症対策のため本検査の受検ができない者(14)	
第15 追検査(14)	
第16 新型コロナウイルス感染症罹患者等のための特別追検査(15)	
<b>IV 欠員補充のための2次募集</b> -----	19
第1 対象高等学校及び募集人数(19)	第2 出願資格(19)
第3 出願(20)	第4 県外中学校からの出願(20)
第5 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者の出願(20)	
第6 特別な配慮を必要とする者の受検上の措置申請(20)	
第7 佐渡航路欠航による受検会場の変更(21)	第8 学力検査等(21)
第9 受検上の留意事項(21)	第10 入学者の選抜方法(21)
第11 合格者の発表等(22)	
第12 新型コロナウイルス感染症対策のため受検ができない者(22)	
<b>V 海外帰国生徒等特別選抜</b> -----	23
第1 対象高等学校及び募集人数(23)	第2 出願資格(23)
第3 出願資格の審査(23)	第4 出願(24)
第5 県外中学校からの出願(25)	
第6 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者の出願(25)	
第7 志願変更(25)	
第8 特別な配慮を必要とする者の受検上の措置申請(25)	
第9 佐渡航路欠航による受検会場の変更(26)	第10 検査等(26)
第11 受検上の留意事項(28)	第12 入学者の選抜方法(28)
第13 合格者の発表等(28)	

<b>VI 通信制の課程の入学者選抜</b> .....	29
第1 対象高等学校及び募集人数(29)	第2 出願資格(29)
第3 出願(29)	
第4 特別な配慮を必要とする者の受検上の措置申請(30)	
第5 入学者の選抜方法(30)	第6 合格者の発表(30)
第7 その他(30)	

<b>VII そ の 他</b> .....	31
第1 県外の公立高等学校への出願(31)	第2 その他(31)

**様式編 その1** (特色化選抜及び一般選抜等に志願する者に必要な関係書類)

様式1 調査書 .....	32
---------------	----

**様式編 その2** (特色化選抜に志願する者に必要な関係書類)

様式特1 特色化選抜入学願書及び特色化選抜受検票 .....	38
様式特2 特色化選抜推薦書 .....	41
様式特3 特色化選抜結果通知書等受領申請書 .....	45
様式特4 特色化選抜結果通知書等受領委任状兼受領書 .....	46
様式特5 特色化選抜結果通知書 .....	47
様式特6 特色化選抜合格内定通知書 .....	48
様式特7 入学確約書 .....	49

**様式編 その3** (一般選抜等に志願する者及び当該高等学校に必要な関係書類)

様式2 全日制及び定時制の課程の入学願書並びに受検票 .....	50
様式2-② 海外帰国生徒等特別選抜入学願書並びに受検票 .....	52
様式3 総合得点表 .....	55
様式4 志願変更願 .....	56
様式4-② 海外帰国生徒等特別選抜志願変更願 .....	58
様式5 新潟県立高等学校出願申請書(新潟市立高等学校出願申請書) .....	61
様式6 入学者選抜における特別措置実施申請書 .....	63
様式7 佐渡航路欠航による受検会場変更届 .....	64
様式8 一般選抜(本検査)における欠席理由書及び追検査希望願 .....	65
様式8-② 学校独自検査(追検査)における欠席理由書 .....	66
様式9 一般選抜(本検査及び追検査)における欠席理由書及び特別追検査受検願 .....	67
様式10 特別追検査の追加募集出願資格証明書 .....	68
様式11 欠員補充のための2次募集出願資格証明書 .....	69
様式12 海外帰国生徒等特別選拔出願申請書 .....	70
様式13 身元引受人依頼・承諾書 .....	72
様式13-② 身元引受人依頼・承諾書(海外帰国生徒等特別選抜用) .....	73
様式14 通信制の課程の入学願書 .....	74

(付表1) 学科の一覧表 .....	76
--------------------	----

(付表2) 新潟県公立高等学校所在地一覧 .....	78
----------------------------	----

# 令和5年度新潟県公立高等学校入学選抜要項

## I 基本方針

新潟県立高等学校及び新潟市立高等学校における入学選抜は、公正かつ妥当な方法によって厳正に行うとともに、中学校における教育の推進に資するよう、次により実施する。

### 第1 入学選抜方法等

- 1 入学選抜は、次の(1)～(5)により行うものとする。
  - (1) 特色化選抜
  - (2) 一般選抜（本検査，追検査，特別追検査）
  - (3) 欠員補充のための2次募集
  - (4) 海外帰国生徒等特別選抜
  - (5) 通信制の課程の入学選抜
- 2 学力検査及び学校独自検査の問題は、令和2年度の学習内容については平成20年に公示された中学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第28号）を基準とし、令和3年度及び令和4年度の学習内容については平成29年に公示された中学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第64号）を基準として、中学校教育の実情を勘案して作成する。

なお、中学校学習指導要領には、「平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間における中学校学習指導要領の特例を定める件」（平成29年文部科学省告示第94号）により定められた学習内容を含むものとする。
- 3 入学選抜検査は、本校・分校のいずれかにおいて実施する。
- 4 出願は、中学校長，義務教育学校長，中等教育学校長，中学校に準ずる学校の長又は文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を実施する学校（学校教育法施行規則第95条第2号，以下「在外教育施設」という。）の長（以下「中学校長」という。）を通じて行うことを原則とする。

### 第2 求める生徒像

各学校が求める生徒像については、新潟県教育委員会（新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会）と協議の上、別に定める。

### 第3 募集人数

新潟県立高等学校及び新潟市立高等学校の募集人数は、別に公示する。

### 第4 通学区域

新潟県立高等学校及び新潟市立高等学校の通学区域は、県内一円とする。

### 第5 特色化選抜

- 1 特色化選抜を実施する学校，学科は別に公示する。
- 2 特色化選抜を実施する学校，学科は、令和5年2月13日(月)に面接を実施する。ただし，学校，学科（小学科がある場合は小学科，コースは小学科と同じ扱いとし，これらを合わせて，以下「学科」という。）によっては，面接のほか必要な検査を実施することができる。
- 3 特色化選抜において，追検査は実施しない。
- 4 選抜は，「特色化選抜推薦書」，「調査書」，「面接の結果」及び面接以外の必要な検査を実施する学校，学科においては「当該検査の結果」に基づいて，各学校が総合的に審査して行う。

### 第6 一般選抜

- 1 全日制の課程，定時制の課程とも入学選抜を実施するすべての学校，学科で実施する。

- 2 学力検査の本検査は、新潟県立高等学校、新潟市立高等学校ともに、令和5年3月7日(火)に、同一問題によって全県一斉に実施する。ただし、全日制の課程の学力検査の検査教科は、国語、社会、数学、理科、英語の5教科とし、定時制の課程の学力検査の検査教科は、国語、数学、英語の3教科とする。

なお、定時制の課程においては、令和5年4月1日現在で満20歳以上になる志願者は、希望すれば3教科に代えて作文で受検することができる。

- 3 各学校は、志願者の能力、適性、関心・意欲等を多面的に評価する観点から、学校独自検査を実施することができる。学校独自検査の本検査は、令和5年3月8日(水)に実施する。ただし、定時制の課程においては、学力検査の本検査当日に実施する。
- 4 学力検査の追検査は、令和5年3月14日(火)に、本検査と異なる問題によって全県一斉に実施する。
- 5 学校独自検査の追検査は、令和5年3月15日(水)に、本検査と異なる問題等によって実施する。ただし、定時制の課程においては、学力検査の追検査当日に実施する。
- 6 新型コロナウイルス感染症罹患者等のための特別追検査は、令和5年3月23日(木)に、本検査及び追検査と異なる問題によって全県一斉に実施する。
- 7 選抜は、「調査書」、「学力検査の成績」及び学校独自検査を実施する学校、学科においては「学校独自検査の結果」に基づいて、各学校が総合的に審査して行う。

## 第7 欠員補充のための2次募集

- 1 全日制の課程、定時制の課程ともに、1人でも欠員が生じたすべての学校、学科で実施する。
- 2 学力検査は、新潟県立高等学校、新潟市立高等学校ともに、令和5年3月23日(木)に、同一問題によって全県一斉に実施する。学力検査の検査教科は、国語、数学、英語の3教科とし、ほかに面接を行う。ただし、学校、学科によっては、学力検査及び面接のほかに必要な検査を実施することができる。

なお、定時制の課程においては、令和5年4月1日現在で満20歳以上になる志願者は、希望すれば3教科に代えて作文で受検することができる。

- 3 欠員補充のための2次募集において、追検査は実施しない。
- 4 選抜は、「調査書」、「学力検査の成績」、「面接の結果」及びその他必要な検査を実施する学校、学科においては「当該検査の結果」に基づいて、各学校が総合的に審査して行う。

## 第8 海外帰国生徒等特別選抜

- 1 一般選抜、欠員補充のための2次募集の検査日において、海外帰国生徒等特別選抜の志願者がある新潟県立高等学校及び新潟市立高等学校の全日制の課程及び定時制の課程で実施する。ただし、欠員補充のための2次募集の検査日に行う選抜は、一般選抜で欠員が生じている学校、学科で実施する。
- 2 海外帰国生徒等特別選抜の本検査、追検査及び特別追検査は、それぞれ一般選抜の本検査、追検査及び特別追検査の検査日に実施する。なお、欠員補充のための2次募集の検査日に行う選抜においては、追検査等は実施しない。
- 3 学力検査の検査教科は、数学、英語の2教科とし、ほかに面接及び日本語による作文を実施する。ただし、学校、学科によっては、学力検査、面接及び日本語による作文のほかに必要な検査を実施することができる。
- 4 選抜は、「調査書」、「学力検査の成績」、「面接の結果」、「作文の結果」及びその他必要な検査を実施する学校、学科においては「当該検査の結果」に基づいて、一般選抜、欠員補充のための2次募集における選抜とは別に、各学校が総合的に審査して行う。

## 第9 通信制の課程の入学者選抜

- 1 新潟県立新潟翠江高等学校及び新潟県立高田南城高等学校の通信制の課程で実施する。
- 2 選抜は、中学校長が提出する出願書類及び面接の結果等を資料とし、各学校が総合的に審査して行う。

## Ⅱ 特色化選抜

### 【事務日程】

事 項	期 日	あて先	提出者等	頁 数
出願関係書類の受付 (特色化選抜入学願書, 推薦書, 調査書, 特色化選抜結果通知書等受領申請書)	2月3日(金)～ 2月7日(火)午前11時	高等学校長	中学校長	4
入学者選抜における特別措置 実施申請書提出	2月3日(金)～ 2月7日(火)午前11時	高等学校長	該当中学校長	4
面 接 等	2月13日(月)			5
特色化選抜結果通知書・ 特色化選抜合格内定通知書送付	2月15日(水)午後	中学校長	高等学校長	5
入学確約書提出	2月24日(金)正午まで	高等学校長	中学校長	5
合格者の発表	3月16日(木)午後			5

### 第1 対象高等学校及び募集人数

- 1 特色化選抜の募集は、実施する学校、学科ごとに行う。
- 2 特色化選抜を実施する学校、学科及び募集人数は、別に公示する。

### 第2 出願資格

- 1 特色化選抜に出願することができる者は、次の(1)、(2)の条件をいずれも満たし、高等学校入学後も引き続き当該の活動を行う意志が明確であり、中学校長の推薦を得た者とする。
  - (1) 次のア～ウのいずれかに該当する者
    - ア 令和5年3月に中学校、義務教育学校又はこれに準ずる学校を卒業する見込みの者
    - イ 令和5年3月に中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
    - ウ 令和5年3月に在外教育施設を修了する見込みの者なお、中学校、義務教育学校、中学校に準ずる学校、中等教育学校の前期課程又は在外教育施設を、以下「中学校」という。
  - (2) スポーツ活動、文化活動及び科学分野の活動等に秀でた実績(注)があり、各学校の特色ある教育の推進に中心的な役割を果たすことが期待される者  
(注) 秀でた実績とは、特色化選抜を実施する各学校が示す具体的な分野において、別に公示する出願時までの中学校在学中における実績要件に該当する活動をいう。  
なお、出願のための該当実績は、校内外の活動を問わない。
- 2 出願資格における実績要件について不明な点がある場合や、新型コロナウイルス感染症の影響により実績要件に係る大会等が中止になった場合、中学校長は新潟県教育庁高等学校教育課と協議すること。

### 第3 出願

- 1 出願は、1人につき、1校1学科とする。
- 2 中学校長は、次の(1)、(2)により出願に当たるものとする。
  - (1) 校長を委員長とする「推薦委員会」を設け、特色化選抜の趣旨を踏まえて校内で審議を行い、志願者の決定に厳正を期する。
  - (2) 校内に「調査書作成委員会」を設け、調査書作成委員会内に「調査書点検係」を置き、「調査書」(様式1)の作成に厳正を期するとともに、「調査書点検係」による点検済みの調査書を志願先高等学校長に提出する。

3 出願に必要な書類は、「特色化選抜入学願書」，「特色化選抜受検票」（以上は様式特1），「特色化選抜推薦書」（様式特2）及び「調査書」とし，これらの書類は，新潟県教育委員会が中学校に配付する。ただし，県外中学校を卒業又は修了（以下「卒業」という。）する見込みの者は，「特色化選抜受検票」の指定された欄に，志願者の写真（縦4cm×横3cm 令和4年12月以降撮影のもの）を貼付すること。

なお，音楽科の志願者は，「音楽科実技検査演奏曲目申告書」（様式は新潟県教育委員会のホームページからダウンロードできる。）も出願時に提出すること。

4 「特色化選抜推薦書」の提出に当たっては，推薦書中のそれぞれの大会名・コンクール・検定試験・地域や社会に関わる取組等の項目において，本人が出場，発表，取得，実践したこと等を証明する次の(1)～(6)のいずれかの書類を添付すること（複数提出可）。

(1) 該当大会に出場した際の賞状の写し（A4判に縮小又は拡大し，原本証明のこと。）

(2) 志願者が該当大会に出場したことや強化指定選手等であることを証明する都道府県中学校体育連盟会長名又は都道府県のスポーツ協会(体育協会)加盟団体会長名による証明書（様式自由）

(3) 該当大会のプログラムにおいて，志願者の氏名が記載されているページの写し(表紙の写しも添付する。A4判に縮小又は拡大し，原本証明のこと。)

(4) コンクール等で受賞した際の賞状の写しや，出品した研究作品等

(5) 検定試験等における合格証明書もしくはスコア証明書の写し等（A4判に縮小又は拡大し，原本証明のこと。)

(6) 文化活動の「地域探究」及び「社会貢献」においては，中学校での「総合的な学習の時間」等における地域や社会に関わる取組実績を示す資料，レポート等の写し（A4判に縮小又は拡大し，原本証明のこと。)

5 出願手続は，次の(1)～(4)のとおり行うこととする。

(1) 特色化選抜志願者は，入学考査料として，2,200円分の新潟県収入証紙を「特色化選抜入学願書」に貼り，「特色化選抜受検票」とともに，中学校長を経て，志願先高等学校長に提出する。

(2) 「特色化選抜入学願書」等の受付期間は，土曜日，日曜日を除く，令和5年2月3日(金)午前9時から2月7日(火)午前11時までとする。受付時間は，午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。郵送の場合も受付期間内に必着のこと。

(3) 特色化選抜における「調査書」については，第3学年の12月末までの成績等をもって作成する。

(4) 受検票の返送を希望する場合は，中学校長が返信用封筒（角形2号の封筒に，相当額の切手を貼付し，返送先中学校の所在地及びあて先を明記して，切手の下に「簡易書留」と朱書したもの。）を志願先高等学校長に送付すること。

6 高等学校長は，「調査書」及びその他の書類等の記載事項について，事実と反する記載があった場合は，志願者の「特色化選抜入学願書」の受理及び合格を取り消すことができる。

#### **第4 特別な配慮を必要とする者の受検上の措置申請**

1 別室受検等の特別な配慮を必要とする者については，中学校長が，「入学者選抜における特別措置実施申請書」（様式6）に配慮を必要とする内容等を記入し，特色化選抜の受付期間内に志願先高等学校長に申請する。

2 申請のあった高等学校長は，直ちに新潟県教育庁高等学校教育課長に報告し，協議する。ただし，明らかに検査の公正さを確保できる場合には，高等学校長の判断で受検上の措置を行うことができる。この場合，協議は不要とする。

3 申請期間後に，特別な理由により別室受検等の措置を必要とする者が出た場合は，中学校長が志願先高等学校長に直ちに連絡し，その指示を受けること。

## 第5 面接等

- 1 高等学校長は、特色化選抜志願者に対して、個人面接を令和5年2月13日（月）に実施する。なお、実施時間割等については、各学校で別に定める。
- 2 高等学校長は、面接のほかに必要と認める検査を実施することができる。面接以外の検査を実施する学校、学科及び実施する検査の内容については、別に公示する。
- 3 詳細は、この要項及び新潟県教育委員会が別に指示するところにより、高等学校長が定める。

## 第6 入学者の選抜方法

- 1 高等学校長は、校長を委員長とする「入学者選抜会議」を設け、選抜の厳正を期するものとする。
- 2 高等学校長は、「特色化選抜推薦書」、「調査書」、「面接の結果」を、面接以外の検査を実施する高等学校長においては、これに加えて「当該検査の結果」を資料とし、「入学者選抜会議」の審議を経て、入学者を選抜する。
- 3 選抜方法の詳細は、新潟県教育委員会が別に高等学校長に指示する。

## 第7 合格内定の通知及び合格者の発表等

- 1 高等学校長は、令和5年2月15日（水）午後、「特色化選抜結果通知書」（様式特5）及び「特色化選抜合格内定通知書」（様式特6）を当該中学校長あてに発送する。
- 2 「特色化選抜結果通知書等受領申請書」（様式特3）を受領した高等学校長は、令和5年2月15日（水）午前に、当該中学校長又は「特色化選抜結果通知書等受領委任状兼受領書」（様式特4）を持参した教職員に、「特色化選抜結果通知書」等を直接交付する。
- 3 合格内定の通知を受けた者は、令和5年2月24日（金）正午までに、「入学確約書」（様式特7）を当該中学校長を経て、志願先高等学校長に提出する。郵送の場合もこの期限までに必着のこと。
- 4 高等学校長は、「入学確約書」を提出した者について、令和5年3月16日（木）午後、各高等学校において、一般選抜の合格者の発表と同時に、合格者として発表する。
- 5 特色化選抜に出願し、合格内定の通知を受けた者は、保護者の転勤等やむを得ない理由がある場合を除き、ほかの高等学校に出願することはできない。
- 6 特色化選抜の結果、合格内定の通知を受けなかった者は、特色化選抜で志願した学校、学科を含め、新潟県立高等学校及び新潟市立高等学校の一般選抜に出願することができる。この場合は、「新潟県公立高等学校入学者選抜要項」の定めるところにより、改めて一般選抜の出願手続を行うものとする。

## 第8 新型コロナウイルス感染症対策のため受検ができない者

新型コロナウイルス感染症に罹患、または罹患しているおそれがある者は、受検ができない。なお、特色化選抜において、追検査は実施しない。

※ 詳細は別に定める。

### Ⅲ 一 般 選 抜

#### 【事務日程】

事 項	期 日	あて先	提出者等	参照
県 外 か ら の 出 願 申 請 書 受 付	1月16日(月)～2月8日(水)	※1 高等学校教育課長	県外の該当 中学校長	8
出 願 関 係 書 類 の 受 付 (入学願書, 調査書等)	2月17日(金)～ 2月21日(火)午前11時	高 等 学 校 長	中 学 校 長	8
入学者選抜における特別措置 実 施 申 請 書 提 出	2月17日(金)～ 3月1日(水)午前11時	高 等 学 校 長	該当中学校長	10
志 願 変 更	2月27日(月)～ 3月1日(水)午前11時	高 等 学 校 長	中 学 校 長	9
※2 転勤等による県外からの 出 願 申 請 ・ 入 学 願 書 受 付	2月27日(月)～ 3月3日(金)正午	高 等 学 校 長	県外の該当 中学校長	9
佐 渡 航 路 欠 航 に よ る 受 検 会 場 の 変 更 申 請 受 付	3月1日(水)～ 3月3日(金)正午	新潟, 長岡, 高田, 佐渡及 び志願先高等学校長 ※1 高等学校教育課長	該当中学校長	10
学 力 検 査 の 本 検 査	3月7日(火)			11
学 校 独 自 検 査 の 本 検 査 (実施校)	3月8日(水) (定時制課程3月7日(火))			12
一般選抜(本検査)における 欠 席 理 由 書 等	3月10日(金)午後4時まで	高 等 学 校 長	該当中学校長	14
学 力 検 査 の 追 検 査	3月14日(火)			15
学 校 独 自 検 査 の 追 検 査	3月15日(水) (定時制課程3月14日(火))			15
一般選抜(本検査及び追検査) に お け る 欠 席 理 由 書 等	3月15日(水)午後4時まで	高 等 学 校 長	該当中学校長	16
合 格 者 の 発 表	3月16日(木)午後			13
新型コロナウイルス感染症 罹患者等のための特別追検査	3月23日(木)			16
新型コロナウイルス感染症罹患者等 のための特別追検査の合格者の発表	3月24日(金)			17
特別追検査の追加募集の 出 願 関 係 書 類 の 受 付	3月29日(水)午前9時～正午	高 等 学 校 長	該当中学校長	18
特 別 追 検 査 追 加 の 募 集 の 合 格 発 表	3月30日(木)			18

※1 新潟市立高等学校の場合は, 新潟市教育委員会学校支援課長とする。

※2 出願関係書類受付期間に「入学願書」等の提出ができなかった県外からの受検者のみが対象。

#### 第1 対象高等学校及び募集人数

- 1 一般選抜は, 新潟県立高等学校及び新潟市立高等学校の全日制の課程及び定時制の課程において実施する。

- 2 一般選抜を実施する学校、学科については、別に公示する。
- 3 一般選抜の募集人数は、別に公示する募集人数から特色化選抜の合格内定者数を除いた人数とする。

## 第2 出願資格

一般選抜に出願することができる者は、高等学校等に在籍していない者で、次の1～4のいずれかに該当する者とする。

- 1 令和5年3月に中学校、義務教育学校又はこれに準ずる学校を卒業する見込みの者
- 2 令和5年3月に中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- 3 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者（中等教育学校の前期課程を修了した者を含む。）
- 4 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者

学校教育法施行規則

第95条 学校教育法第57条の規定により、高等学校入学に関し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- 2 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 3 文部科学大臣の指定した者
- 4 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- 5 その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

なお、「高等学校等」とは、高等学校（県内外及び国立・公立・私立を問わない。）、特別支援学校高等部、高等専門学校及び中等教育学校の後期課程をいう。また、中学校、義務教育学校、中学校に準ずる学校、中等教育学校の前期課程又は在外教育施設を、以下「中学校」という。

## 第3 出願

- 1 出願は、1人につき、1校1学科とし、1校1学科には、特別支援学校高等部を含む。ただし、海外帰国生徒等特別選抜と兼ねて出願することはできない。
- 2 中学校長は、校内に「調査書作成委員会」を設け、調査書作成委員会内に「調査書点検係」を置き、「調査書」（様式1）の作成に厳正を期するとともに、「調査書点検係」による点検済みの調査書を志願先高等学校長に提出する。
- 3 出願に必要な書類は、「入学願書」、「受検票」（以上は様式2）及び「調査書」とする。これらの書類は、新潟県教育委員会が中学校に配付する。  
なお、音楽科の志願者は、「音楽科実技検査演奏曲目申告書」（様式は新潟県教育委員会のホームページからダウンロードできる。）も出願時に志願先高等学校長に提出すること。
- 4 単位制による定時制の課程に出願する者は、午前部又は夜間部に志望順位を付して出願することができる。なお、過年度の卒業生のうちで、定時制の課程に出願する者は、出願までに、必要な手続等について、当該高等学校に問い合わせること。
- 5 出願手続は、次の(1)～(5)のとおり行うこととする。
  - (1) 中学校長は、一般選抜志願者の「入学願書」、「受検票」及び「調査書」を作成し、志願先高等学校長に提出する。
  - (2) 新潟県立高等学校の一般選抜志願者は、入学考査料として、全日制の課程は2,200円分、定時制の課程は950円分の新潟県収入証紙を「入学願書」の所定欄に貼り、「受検票」とともに、中学校長を経て、志願先高等学校長に提出する。

- (3) 新潟市立高等学校の一般選抜志願者は、入学考査料として、全日制の課程は2,200円分、定時制の課程は950円分の現金を「入学願書」に添え、「受検票」とともに、中学校長を経て、志願先高等学校長に提出する。
- (4) 「入学願書」、「受検票」及び「調査書」の受付期間は、令和5年2月17日(金)午前9時から2月21日(火)午前11時までとする。ただし、直接提出する場合の受付時間は、土曜日、日曜日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。郵送の場合も受付期間内に必着のこと。
- なお、分校志願者の「入学願書」等の受付については、本校で行う。
- (5) 受検票の返送を希望する場合は、中学校長が返信用封筒(角形2号の封筒に、相当額の切手を貼付し、返送先中学校の所在地及びあて先を明記して、切手の下に「簡易書留」と朱書したものを。)を志願先高等学校長に送付すること。
- 6 第2志望を認める学校、学科については、別に公示する。
- 7 高等学校長は、「調査書」及びその他の書類等の記載事項について、事実と反する記載があった場合は、志願者の「入学願書」の受理及び合格を取り消すことができる。

#### 第4 県外中学校からの出願

※ 志願先が新潟市立高等学校の場合は、特に注釈のない限り、「新潟県」を「新潟市」と読み替える。

- 1 県外中学校から一般選抜に出願することができる者は、前記「第2 出願資格」を満たし、保護者の転勤による一家転住等、正当と認められる特別な理由がある場合とする。
- ただし、付表1※の「県外からの出願を認める学科」については、上記理由にかかわらず、次のア、イの条件を全て満たす場合、出願することができる。
- ア 該当の学科に対する目的意識が強いこと
- イ 親権を代行できる者が新潟県内に得られること
- 2 一般選抜において、県外中学校からの出願手続は、前記「第3 出願」の5によるが、「新潟県立高等学校出願申請書」(様式5)については、次の(2)～(4)のとおり、あらかじめ中学校長が新潟県教育委員会に提出し、その承認を得なければならない。
- (1) 一般選抜における「新潟県立高等学校出願申請書」の受付期間は、土曜日、日曜日を除く、令和5年1月16日(月)から2月8日(水)まで(必着)とする。
- (2) 「新潟県立高等学校出願申請書」は、2部(いずれにも写真を貼付すること。)作成し、2部とも中学校長が、新潟県教育庁高等学校教育課長(志願先が新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会学校支援課長)あてに郵送する。郵送の際は、返信用封筒(長型3号の封筒に、相当額の切手を貼付し、返送先中学校の所在地及びあて先を明記して、切手の下に「簡易書留」と朱書したものを。)を同封すること。ただし、やむを得ない理由により、志願者が保護者とともに県内で居住する予定のない場合、「身元引受人依頼・承諾書」(様式13)を添付すること。
- (3) 申請書の添付書類は、保護者の勤務先の転勤見込証明書等、一家転住等を証明できる書類、又は住民票等の新潟県内(「新潟市」の読み替え不要)の居住地を証明する書類等とし、その1部を申請書に添付すること。(添付書類が数種類あってもよい。)
- なお、期日までに添付書類を用意できない場合は、その事情について副申書(中学校長名で作成。様式自由)を添付すること。
- (4) 新潟県教育委員会は、「新潟県立高等学校出願申請書」を審査した上、承認の可否を判断し、押印して1部を中学校長に返送する。

なお、この申請書は、その写しを出願時の出願関係書類に添付するものとする。

- 3 県外中学校からの出願に必要な書類は、「入学願書」、「受検票」及び「調査書」並びに「新潟県立高等学校出願申請書」の写しとする。これらの書類は、中学校長を經由して、新潟県教育庁高等学校教育課（志願先が新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会学校支援課）あてに用紙を請求する。郵送による場合は、返信用封筒（角形2号の封筒に、相当額の切手を貼付し、返送先中学校の所在地及びあて先を明記したもの。速達の場合は、速達料金分の切手をさらに貼付する。）を同封の上、請求すること。
- 4 保護者（志願者に対して親権を有する者をいい、親権を有する者がいないときは、未成年後見人をいう。）の転勤等特別の理由により、出願関係書類受付期間に「入学願書」等の提出ができなかった者は、「新潟県立高等学校出願申請書」を、中学校長が、新潟県教育庁高等学校教育課長（志願先が新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会学校支援課長）に速やかに2部提出し、その承認を得た上で、令和5年2月27日（月）から3月3日（金）正午までに「入学願書」、「受検票」及び「調査書」並びに「新潟県立高等学校出願申請書」の写しを志願先高等学校長に提出する。ただし、直接提出する場合の受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。郵送の場合も受付期間内に必着のこと。

#### **第5 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者の出願**

- 1 在外教育施設（学校教育法施行規則第95条第2号）を卒業する見込みの者又は卒業した者の出願については、前記「第4 県外中学校からの出願」によること。
- 2 学校教育法施行規則第95条第1号、第3号、第4号及び第5号に該当する者の出願は、「入学願書」、「受検票」及び「学業成績の証明書」（様式自由）若しくは「学業成績の証明書提出不能に関する証明書」（様式自由）又は「中学校卒業程度認定試験による認定証書」の写しを、直接志願先高等学校長に提出する。出願に関するその他の事項は、前記「第3 出願」によること。

#### **第6 志願変更**

- 1 出願関係書類の受付の締切り後、中学校長が適当と認めた者に限り、1回だけ志願変更を認める。この場合、中学校長は「志願変更願」（様式4）を志願先高等学校長に提出する。ただし、第2志望のみの変更は認めない。
- 2 一般選抜の志願者が、志願変更で海外帰国生徒等特別選抜に志願することはできない。
- 3 志願変更の受付期間は、令和5年2月27日（月）午前9時から3月1日（水）午前11時までとする。受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。郵送の場合は受付期間内に必着のこと。
- 4 県立学校間又は新潟市立学校間で志願変更をする場合は、入学考査料を改めて納付する必要があるが、新潟市立高等学校から県立高等学校へ、又は県立高等学校から新潟市立高等学校へ志願変更をする場合は、前記「第3 出願」の5(2)、(3)により、改めて入学考査料（全日制は2,200円分、定時制は950円分）を納付しなければならない。

なお、一旦納付した入学考査料は還付しないものとする。

- 5 全日制の課程の高等学校へ志願変更をする場合は、次の(1)～(4)による。

##### (1) 異なる高等学校に志願変更をする場合

異なる高等学校に志願変更をする者は、中学校長を通じて、先に出願した高等学校長に、先に交付された「受検票」及び「志願変更願（甲）、（乙）」（様式4）を提出し、「受検票」の受

検番号の抹消（訂正印不要）を受けるとともに、「志願変更願（乙）」の下の「高等学校長証明欄」に証明を受け、「受検票」及び「志願変更願（乙）」の返還を受ける。

返還を受けた「受検票」は、志願先高等学校名（志望学科に変更のある場合は、志望学科名、第2志望学科名も記入）を訂正の上（訂正印は不要）、「志願変更願（乙）」及び新たに作成した「調査書」とともに、中学校長を通じて、新たに志願する高等学校長に提出する。ただし、すでに志願変更前の高等学校に提出されている「調査書」は、中学校に返還することを要しない。

なお、「入学願書」及び「志願変更願（甲）」は、先に出願した高等学校で保管する。

(2) 同じ高等学校の異なる学科に志願変更をする場合

同じ高等学校の異なる学科に志願変更をする者は、中学校長を通じて、志願先の高等学校長に、先に交付された「受検票」及び「志願変更願（甲）」（「志願変更願（乙）」は不要）を提出し、「志願変更願（甲）」の受検番号欄に受検番号の記入と「入学願書」及び「受検票」の志望学科名並びに受検番号の訂正を受ける。なお、「調査書」を、改めて提出する必要はない。

(3) 志願変更を認めた高等学校では、その者の受検番号を欠番とする。新しく受け付けた高等学校では、受検番号の末尾に順次加える。

なお、同じ学校で異なる学科に志願変更を認めた場合も、これと同じ扱いとする。

(4) 県立の定時制の課程から県立の全日制の課程の高等学校へ、又は市立の定時制の課程から市立の全日制の課程の高等学校へ志願変更をする場合は、入学考査料の差額1,250円を改めて納付しなければならない。

6 定時制の課程の高等学校へ志願変更をする場合は、前記5の(1)～(3)によること。

## 第7 特別な配慮を必要とする者の受検上の措置申請

- 1 別室受検等の特別な配慮を必要とする者については、中学校長が、「入学者選抜における特別措置実施申請書」（様式6）に配慮を必要とする内容等を記入し、土曜日、日曜日、休日を除く令和5年2月17日（金）午前9時から3月1日（水）午前11時までに志願先高等学校長に申請する。
- 2 申請のあった高等学校長は、直ちに新潟県教育庁高等学校教育課長（新潟市立高等学校長は、新潟市教育委員会学校支援課長）に報告し、協議する。ただし、明らかに検査の公正さを確保できる場合には、高等学校長の判断で受検上の措置を行うことができる。この場合、協議は不要とする。
- 3 申請期間終了後に、特別な理由により別室受検の措置を必要とする者が出た場合は、中学校長が志願先高等学校長に直ちに連絡し、その指示を受けること。

## 第8 佐渡航路欠航による受検会場の変更

中学校長は、佐渡航路欠航のため、志願先高等学校で受検できないと予想される者がいる場合には、新潟県立新潟高等学校、新潟県立長岡高等学校、新潟県立高田高等学校又は新潟県立佐渡高等学校において学力検査及び学校独自検査を実施するので、あらかじめ「佐渡航路欠航による受検会場変更届」（様式7）を新潟県教育委員会教育長（志願先が新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会教育長）及び上記該当受検会場校長並びに志願先高等学校長に届け出ておくものとする。これらの書類の受付期間は、令和5年3月1日（水）から3月3日（金）正午までとする。

## 第9 学力検査（本検査）

- 1 学力検査は、新潟県立高等学校、新潟市立高等学校ともに、新潟県教育委員会が作成した問題により、令和5年3月7日(火)、全県一斉に実施する。
- 2 学力検査の実施教科及び時間割は、次の(1)～(5)のとおりとする。
  - (1) 全日制の課程の検査教科は、国語、社会、数学、理科、英語の5教科とする。
  - (2) 全日制の課程の実施時間割は、次のとおりとする。英語においては、聞取り検査を実施する。

期 日	時 間	検査等
3月7日(火)	9:15～9:30	受付
	9:30～9:55	受検上の注意・その他
	9:55～10:00	問題配付
	10:00～10:50	<b>国語（50分）</b>
	11:05～11:10	問題配付
	11:10～12:00	<b>数学（50分）</b>
	12:00～12:55	昼食・休憩
	12:55～13:00	問題配付
	13:00～13:50	<b>英語（50分）</b>
	14:05～14:10	問題配付
	14:10～15:00	<b>社会（50分）</b>
	15:15～15:20	問題配付
15:20～16:10	<b>理科（50分）</b>	

- (3) 定時制の課程の検査教科は、国語、数学、英語の3教科とする。ただし、令和5年4月1日現在で満20歳以上になる志願者は、希望すれば国語、数学、英語の3教科に代えて作文で受検することができる。
- (4) 定時制の課程の実施時間割は、次のとおりとする。英語においては、聞取り検査を実施する。

期 日	時 間	検査等
3月7日(火)	9:15～9:30	受付
	9:30～9:55	受検上の注意・その他
	9:55～10:00	問題配付
	10:00～10:50	<b>国語（50分）</b>
	11:05～11:10	問題配付
	11:10～12:00	<b>数学（50分）</b>
	12:00～12:55	昼食・休憩
	12:55～13:00	問題配付
13:00～13:50	<b>英語（50分）</b>	

- (5) 作文で受検する者の実施時間割は、高等学校長が別に定める。
- 3 学力検査の配点は、各教科100点とする。ただし、全日制の課程の学校、学科によっては、指定する教科の配点をそれぞれほかの教科の2倍とする傾斜配点を実施する。傾斜配点を実施する学校、学科は、別に公示する。

- 4 学力検査は、この要項及び新潟県教育委員会（新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会）が別に指示するところにより、高等学校長が実施する。

#### **第10 学校独自検査（本検査）**

- 1 学校独自検査を実施する学校、学科並びに実施内容、配点等については、別に公示する。
- 2 学校独自検査は、次の(1)～(6)のいずれかにより実施する。ただし、高等学校長は、学校、学科により、複数の検査を選択して実施することができる。
  - (1) 面接
  - (2) PRシート
  - (3) 実技検査
  - (4) 課題作文
  - (5) 筆答検査
  - (6) その他の検査
- 3 学校独自検査の実施時間割等は、次の(1)～(4)のとおりとする。
  - (1) 学校独自検査は、全日制の課程においては、令和5年3月8日（水）に実施する。定時制の課程においては、一般選抜学力検査当日に実施する。
  - (2) 学校独自検査の時間割は、実施する高等学校長が別に定める。
  - (3) 学校独自検査は、実施校が独自に作成した問題等により実施する。
  - (4) 面接を行う学校、学科は、個人面接又は集団面接を実施する。
- 4 学校独自検査は、この要項及び新潟県教育委員会（新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会）が別に指示するところにより、高等学校長が実施する。

#### **第11 受検上の留意事項**

- 1 学力検査において、受検者が検査室に持参するものは次の(1)～(6)のとおりである。
  - (1) 受検票
  - (2) 鉛筆またはシャープペンシル
  - (3) 鉛筆けずり用具
  - (4) 消しゴム
  - (5) コンパス
  - (6) 三角定規と直線定規のうち、どちらか1本のみ（分度器のついていないもの）(注意) ア 腕時計は持参してもよいが、計算機能つき・地図つき・英単語機能つき・通信機能つきの腕時計等は持参しないこと。  
イ 計算機能つき・地図つき・英単語機能つきの物品は持参しないこと。  
ウ 携帯電話・スマートフォン等の通信機能つきの物品は持参しないこと。  
エ 和歌・格言等が記されている鉛筆等は、持参しないこと。  
なお、音楽科の実技検査において、ピアノ、マリンバ以外の楽器を選択する志願者は、原則として各自で演奏楽器を持参すること。
- 2 学力検査及び学校独自検査を欠席する場合は、中学校長を通じて、志願先高等学校長に連絡すること。
- 3 その他の留意事項については、学校、学科において実施する検査の内容により、高等学校長が別に定めた指示に従うこと。

#### **第12 入学者の選抜方法**

- 1 高等学校長は、校長を委員長とする「入学者選抜会議」を設け、選抜の厳正を期するものとする。
- 2 全日制の課程において、高等学校長は、次の(1)、(2)により入学者を選抜する。
  - (1) 高等学校長は、次のア又はイの方法で総合得点を算出し、「総合得点表」（様式3）を作成する。
    - ア 学校独自検査を実施しない学校、学科

- (ア) 調査書中の「各教科の学習の記録」に記載されている各学年の5段階評定の数値を合計して「学習の記録の合計」とする。これを1000点満点に換算し、小数第2位を四捨五入して、その値  $b$  を学習の記録の換算点とする。

$$b = (\text{学習の記録の合計}) \div 135 \times 1000$$

- (イ) 総合得点表の「学力検査の合計」を1000点満点に換算し、小数第2位を四捨五入して、その値  $c$  を学力検査の換算点とする。

$$c = (\text{学力検査の合計}) \div (\text{学力検査の満点}) \times 1000$$

- (ウ) 次の値  $a_1$  を総合得点とする。

$$a_1 = \alpha \times b + \beta \times c$$

ただし、 $(\alpha, \beta)$  は調査書と学力検査の比重の置き方であり、 $(0.7, 0.3)$ 、 $(0.6, 0.4)$ 、 $(0.5, 0.5)$ 、 $(0.4, 0.6)$ 、 $(0.3, 0.7)$  のいずれかとする。また、値は小数第1位を四捨五入する。

なお、各学校が定めた調査書と学力検査の比重の置き方については、別に公示する「学校・学科ごとの募集人数と選抜方法等」に示すとおりとする。

#### イ 学校独自検査を実施する学校、学科

アと同様の方法で算出した得点  $a_1$  に、学校独自検査の得点  $d$  (満点は100点、200点、300点、400点、500点のいずれか) を加えて、次の総合得点  $a_2$  を算出する。

$$a_2 = a_1 + d$$

なお、各学校が定めた学校独自検査の配点は、別に公示する「学校・学科ごとの募集人数と選抜方法等」に示すとおりとする。

- (2) 高等学校長は、前記(1)のア又はイで算出した「総合得点表」を主な資料とし、これに「各教科の学習の記録」以外の「調査書」記載事項を併せ、「入学者選抜会議」の審議を経て、入学者を選抜する。
- 3 定時制の課程において、高等学校長は、「調査書」、「3教科の学力検査の成績」を、学校独自検査を実施する高等学校長においては、これに加えて「学校独自検査の結果」を資料とし、「入学者選抜会議」の審議を経て、入学者を選抜する。ただし、令和5年4月1日現在で満20歳以上になる志願者のうち、希望により国語、数学、英語の3教科に代えて作文で受検した者については、「調査書」、「作文」及び「学校独自検査の結果」を資料とする。
- 4 次の(1)、(2)のいずれかに該当する受検者は、選抜の対象としない。
- (1) 学力検査の全教科を欠席した者(追検査の受検者を除く。)
- (2) 学校独自検査を正当な理由なく欠席した者
- 5 選抜方法の詳細は、新潟県教育委員会(新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会)が別に指示する。

### 第13 合格者の発表等

- 1 高等学校長は、令和5年3月16日(木)午後、各学校において合格者を発表する。併せて、新潟県立高等学校については新潟県教育委員会のホームページに、新潟市立高等学校については新潟市教育委員会のホームページに、それぞれ合格者の受検番号を掲載する。
- 2 高等学校長は、当該高等学校を受検し、一般選抜において不合格となった者で、受検者本人が受検票等を提示し、学力検査及び学校独自検査の結果の開示を口頭で請求した場合には、本人の学力検査における各教科の得点及び教科の合計得点並びに学校独自検査の得点を開示する。

なお、開示期間は合格発表の日から起算して1か月以内とする。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

- 3 中学校長は、やむを得ない事情等により入学を辞退する者が出た場合には、直ちに当該高等学校長に電話で報告するとともに文書（様式自由）で報告すること。

#### **第14 新型コロナウイルス感染症対策のため本検査の受検ができない者**

新型コロナウイルス感染症に罹患、または罹患しているおそれがある者は、本検査の受検ができない。

※ 詳細は別に定める。

#### **第15 追検査**

##### 1 追検査の対象者

- (1) インフルエンザ等の感染症や負傷など、やむを得ない事情により、学力検査（本検査）の全教科又は学校独自検査（本検査）、あるいはその両方を欠席した者。
- (2) 上記「第14 新型コロナウイルス感染症対策のため本検査の受検ができない者」により、本検査の一部または全部を受検できなかった者のうち、追検査当日に新型コロナウイルス感染症に罹患しているおそれがないと認められる者。

※ 詳細は別に定める。

##### 2 追検査の受検手続

- (1) 中学校長は、追検査の受検を希望する者が出た場合には、志願先高等学校長に、次のア、イの期限までに、電話で報告する。

ア 学力検査の追検査及び定時制課程における学校独自検査の追検査の受検希望については、令和5年3月7日(火)の午前10時まで

イ 全日制課程における学校独自検査の追検査の受検希望については、令和5年3月8日(水)の午前10時まで

- (2) 中学校長は、電話で追検査の受検希望を志願先高等学校長に報告後、「一般選抜（本検査）における欠席理由書及び追検査希望願」（様式8）に欠席する理由等を記入し、医師の診断書等、理由を証明する書類とともに、令和5年3月10日(金)の午後4時までに、志願先高等学校長に提出すること。

なお、理由を証明できる書類等が添付できない場合には、欠席の理由等を記入した副申書（様式自由）を提出すること。

- (3) 県外からの志願者が追検査の受検を希望する場合も、在籍する中学校長から志願先高等学校長へ電話での報告を原則とするが、中学校長からの電話での報告が難しい場合は、保護者が電話で報告することを可とする。ただし、この場合であっても、中学校長は前記(2)の措置をとること。

##### 3 追検査実施の協議

追検査の受検希望の報告を受けた高等学校長は、中学校長から報告された欠席事由等を、直ちに新潟県教育庁高等学校教育課長（新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会学校支援課長）に報告し、追検査の受検について協議する。高等学校長は、協議の結果を、電話で中学校長に報告する。

##### 4 追検査を実施する会場

志願先高等学校とする。

## 5 特別な配慮を必要とする者の受検上の措置申請

- (1) 本検査において、「入学者選抜における特別措置実施申請書」（様式6）を申請し、受検上の措置を行うことが決まっている場合は、改めて受検上の措置申請をする必要はない。
- (2) 新たに別室受検等の特別な配慮を必要とする者については、中学校長が、「入学者選抜における特別措置実施申請書」（様式6）に配慮を必要とする内容等を記入し、様式8とともに、令和5年3月10日（金）午後4時までに志願先高等学校長に申請する。その他、受検上の措置申請については、前記「第7 特別な配慮を必要とする者の受検上の措置申請」と同様とする。

## 6 佐渡航路欠航による受検会場の変更

本検査において、「佐渡航路欠航による受検会場変更届」（様式7）を申請している場合は、改めて受検会場変更届を申請する必要はない。

## 7 学力検査の追検査

- (1) 令和5年3月14日（火）に、学力検査の追検査を実施する学校において、一斉に実施する。
- (2) 学力検査の実施教科及び時間割等は、前記「第9 学力検査（本検査）」と同様とする。
- (3) 検査問題については、令和5年3月7日（火）に実施する学力検査の問題とは異なる問題とする。

## 8 学校独自検査の追検査

- (1) 令和5年3月15日（水）に、学校独自検査の追検査を実施する学校において実施する。ただし、定時制の課程においては、学力検査の追検査当日に、学校独自検査の追検査を実施する。
- (2) 学校独自検査の実施時間割等は、前記「第10 学校独自検査（本検査）」と同様とする。
- (3) 検査問題等については、令和5年3月8日（水）に実施する学校独自検査の問題等とは異なる問題等とする。

## 9 選抜方法

- (1) 高等学校長は、本検査の受検者と追検査の受検者を合わせ、前記「第12 入学者の選抜方法」に基づき、入学者を選抜する。
- (2) 次のア、イのいずれかに該当する受検者は、上記(1)による選抜の対象としない。

ア 学力検査の追検査の全教科を欠席した者

イ 学校独自検査の追検査を正当な理由なく欠席した者

なお、受検者が学校独自検査の追検査を欠席した場合、中学校長は、「学校独自検査(追検査)における欠席理由書」（様式8-②）を、令和5年3月15日（水）午後4時までに志願先高等学校長に提出すること。

## 10 合格者の発表等

前記「第13 合格者の発表等」による。

## **第16 新型コロナウイルス感染症罹患者等のための特別追検査**

### 1 対象者

令和5年度新潟県公立高等学校入学者選抜一般選抜に出願したが、新型コロナウイルス感染症に罹患している、または罹患しているおそれがあることから、本検査及び追検査を受検できなかった者。

※ 詳細は別に定める。

### 2 募集人数

若干人（本検査・追検査及び特別追検査の合格者数の合計が、学校・学科ごとの募集人数を超え

る場合がある。この場合、超えることのできる人数の上限は、募集学級数と同数とする。)

### 3 特別追検査を実施する会場

志願先高等学校とする。

### 4 受検手続

(1) 中学校長は、特別追検査の受検を希望する者が出た場合には、志願先高等学校長に、直ちに電話で報告する。特別追検査の受検希望の報告を受けた高等学校長は、中学校長から報告された欠席事由等を、直ちに新潟県教育庁高等学校教育課長（新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会学校支援課長）に報告し、特別追検査の受検について協議する。高等学校長は、協議の結果を、電話で中学校長に報告する。

(2) 中学校長は、電話で特別追検査の受検希望を志願先高等学校長に報告後、「一般選抜（本検査及び追検査）における欠席理由書及び特別追検査受検願」（様式9）に欠席する理由等を記入し、医師の診断書等、理由を証明する書類とともに、令和5年3月15日（水）の午後4時までに、志願先高等学校長に提出すること。

なお、理由を証明する書類等が添付できない場合には、欠席の理由等を記入した副申書（様式自由）を提出すること。

(3) 県外からの志願者が特別追検査の受検を希望する場合も、在籍する中学校長から志願先高等学校長へ電話での報告を原則とするが、中学校長からの電話での報告が難しい場合は、保護者が電話で報告することができる。ただし、この場合でも、中学校長は上記(2)の措置をとること。

### 5 特別な配慮を必要とする者の受検上の措置申請

(1) 一般選抜（本検査又は追検査）において、「入学者選抜における特別措置実施申請書」（様式6）により申請し、受検上の措置を行うことが決まっている場合は、改めて受検上の特別措置を申請する必要はない。

(2) 新たに別室受検等の特別な配慮を必要とする者については、中学校長が、「入学者選抜における特別措置実施申請書」（様式6）に配慮を必要とする内容等を記入し、様式9とともに、令和5年3月15日（水）午後4時までに志願先高等学校長に申請する。その他は、前記「第7 特別な配慮を必要とする者の受検上の措置申請」の2、3と同様とする。

### 6 佐渡航路欠航による受検会場の変更

一般選抜（本検査又は追検査）において、「佐渡航路欠航による受検会場変更届」（様式7）により申請している場合は、改めて受検会場変更を申請する必要はない。

### 7 学力検査等

(1) 学力検査の実施教科は、全日制の課程、定時制の課程ともに、国語、数学、英語の3教科とする。ただし、定時制の課程において、令和5年4月1日現在で満20歳以上になる志願者は、希望すれば国語、数学、英語の3教科に代えて作文で受検することができる。

(2) 学力検査は、新潟県立高等学校、新潟市立高等学校ともに、新潟県教育委員会が作成した問題により、令和5年3月23日（木）、全県一斉に実施する。

- (3) 学力検査の実施教科及び時間割は、次のとおりとする。英語においては、聞取り検査を実施する。

期 日	時 間	検査等
3月23日(木)	9:15～9:30	受付
	9:30～9:55	受検上の注意・その他
	9:55～10:00	問題配付
	10:00～10:50	国語(50分)
	11:05～11:10	問題配付
	11:10～12:00	数学(50分)
	12:00～12:55	昼食・休憩
	12:55～13:00	問題配付
	13:00～13:50	英語(50分)

- (4) 学力検査の配点は、各教科100点とする。  
 (5) 定時制の課程において、作文で受検する者の時間割は、高等学校長が別に定める。  
 (6) 学校独自検査を実施する学校、学科は別に公示する。当該検査の時間割は、実施する高等学校長が別に定める。  
 (7) 学力検査及びその他必要な検査は、この要項及び新潟県教育委員会(新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会)が別に指示するところにより、高等学校長が実施する。

#### 8 受検上の留意事項

前記「第11 受検上の留意事項」と同様とする。

#### 9 入学者の選抜方法

- (1) 前記「第12 入学者の選抜方法」と同様とし、一般選抜の本検査、追検査及び欠員補充のための2次募集における選抜とは別に、入学者を選抜する。  
 (2) 特別追検査の学力検査の全教科を欠席した受検者は、選抜の対象としない。

#### 10 合格者の発表等

- (1) 高等学校長は、令和5年3月24日(金)に、当該高等学校において合格者を発表する。  
 (2) 高等学校長は、当該高等学校を受検し、特別追検査において不合格となった者で、受検者本人が受検票等の証明となるものを提示し、学力検査の結果の開示を口頭で請求した場合には、本人の学力検査における各教科の得点及び教科の合計得点を開示する。

なお、開示期間は合格発表の日から起算して1か月以内とする。ただし、土曜日、日曜日を除く。

- (3) 中学校長は、やむを得ない事情等により入学を辞退する者が出た場合には、直ちに当該高等学校長に電話で報告するとともに文書(様式自由)で報告すること。

#### 11 特別追検査の追加募集

- (1) 特別追検査を受検して不合格であった者、又は特別追検査の受検対象となったが、前記「1 対象者」の理由により特別追検査を受検できなかった者で、いずれの公立高等学校及び私立高等学校にも合格していない者を対象に、特別追検査の追加募集を行う。  
 (2) 上記(1)に該当する受検者が受検できる高等学校は、令和5年3月27日(月)午前9時時点で欠員が生じている高等学校とし、受検できる高等学校の一覧を、令和5年3月27日(月)午後4時に新潟県教育委員会のホームページに公開する。

なお、この一覧は、特別追検査を受検して不合格であった者、又は特別追検査の受検対象となったが、前記「1 対象者」の理由により特別追検査を受検できなかった者がいる場合のみ、公

開する。

- (3) 中学校長は、特別追検査の追加募集による受検を希望する者が出た場合には、志願先高等学校長に、令和5年3月28日(火)正午までに電話で報告する。
- (4) 出願に必要な書類は、「入学願書」、「受検票」、「特別追検査の追加募集出願資格証明書(様式10)」及び「調査書」とする。「調査書」は、一般選抜(本検査)に出願したのと同じものとする。ただし、特別追検査の受検対象となったが、前記「1 対象者」の理由により特別追検査を受検できなかった者については、「入学願書」への新潟県収入証紙の貼付及び現金の添付は不要とする。
- (5) 出願手続については、前記「第3 出願」の5(2)、(3)及び(5)と同様とする。
- (6) 「入学願書」等の受付期間は、令和5年3月29日(水)午前9時から正午までとする。郵送の場合も、受付期間内に必着とする。ただし、やむを得ない事情により受付期間内に提出することができない場合は、中学校長から志願先高等学校長に電話で報告すること。
- (7) 志願先高等学校長は、出願書類により選抜を行う。
- (8) 合格発表は、令和5年3月30日(木)に行う。合格発表の時間及び発表方法については、志願先高等学校長が別に定める。

## IV 欠員補充のための2次募集

### 【事務日程】

事 項	期 日	あて先	提出者等	参照
県外からの出願申請書受付 (新規申請者のみ)	3月15日(水)～ 3月17日(金)正午	※1 高等学校教育課長	県外の該当 中学校長	20
対象学校・学科の発表	3月17日(金)午後2時	〈新潟県教育委員会が発表〉		19
出願関係書類の受付 (入学願書, 調査書等)	3月20日(月)～ 3月22日(水)正午	高等学校長	中学校長	20
入学者選抜における特別措置 実施申請書提出	3月20日(月)～ 3月22日(水)正午	高等学校長	該当中学校長	20
佐渡航路欠航による 受検会場の変更申請受付	3月17日(金)～ 3月22日(水)正午	新潟, 長岡, 高田, 佐渡及 び志願先高等学校長 ※1 高等学校教育課長	該当中学校長	21
学力検査・面接等	3月23日(木)			21
合格者の発表	3月24日(金)			22

※1 新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会学校支援課長とする。

### 第1 対象高等学校及び募集人数

- 1 欠員補充のための2次募集は、1人でも欠員(入学を辞退した者を含む。)が生じたすべての学校、学科で実施する。ただし、海外帰国生徒等特別選抜で合格した者の人数は、欠員数の算出の対象となる合格者の人数には含めない。
- 2 実施する学校、学科は、令和5年3月17日(金)午後2時に新潟県教育委員会が発表する。

### 第2 出願資格

欠員補充のための2次募集に出願することができる者は、次の1, 2の条件を満たし、中学校長により、出願資格があることを証明された者とする。

- 1 高等学校等に在籍していない者で、次の(1)～(4)のいずれかに該当する者
  - (1) 令和5年3月に中学校、義務教育学校又はこれに準ずる学校を卒業する見込みの者
  - (2) 令和5年3月に中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
  - (3) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者(中等教育学校の前期課程を修了した者を含む。)
  - (4) 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者
- 2 本年度の入学者選抜において、いずれの高等学校等にも合格していない者

なお、「高等学校等」とは、高等学校(県内外及び国立・公立・私立を問わない。)、特別支援学校高等部、高等専門学校及び中等教育学校の後期課程をいう。また、中学校、義務教育学校、中学校に準ずる学校、中等教育学校の前期課程又は在外教育施設を、以下「中学校」という。

(注) 高等学校等への入学を辞退した者は、「いずれの高等学校等にも合格していない者」に該当しないため、欠員補充のための2次募集に出願することはできない。

ただし、上記1を満たし、「公立高等学校に併せて出願することができる県内私立高等学校の入学者選抜」に合格している者については、欠員補充のための2次募集に出願することができる。出願の際は、上記同様、中学校長による出願資格の証明を要する。

### 第3 出願

- 1 出願は、1人につき、1校1学科とし、1校1学科には、特別支援学校高等部を含む。ただし、海外帰国生徒等特別選抜と兼ねて出願することはできない。
- 2 出願に必要な書類は、「入学願書」、「受検票」、「欠員補充のための2次募集出願資格証明書」(様式11)及び「調査書」とする。「調査書」は、一般選抜に提出したものと同一のものとする。ただし、一般選抜で出願した高等学校と同じ高等学校に出願する者の「調査書」は、改めて提出する必要はない。

なお、音楽科の志願者は、「音楽科実技検査演奏曲目申告書」(様式は新潟県教育委員会のホームページからダウンロードできる。)も出願時に志願先高等学校長に提出すること。
- 3 出願手続については、前記Ⅲ一般選抜「第3 出願」の5(2)、(3)及び(5)と同様とする。
- 4 「入学願書」等の受付期間は、休日を除く、令和5年3月20日(月)午前9時から3月22日(水)正午までとする。ただし、直接提出する場合の受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。郵送の場合も受付期間内に必着のこと。

なお、分校志願者の「入学願書」等の受付については、本校で行う。
- 5 第2志望を認める学校、学科において、欠員のある学科が複数ある場合、志願者は志望順位を付して出願することができる。
- 6 単位制による定時制の課程において、欠員のある部が複数ある場合、志願者は午前部又は夜間部に志望順位を付して出願することができる。なお、過年度の卒業生のうちで、定時制の課程に出願する者は、出願までに、必要な手続等について、当該高等学校に問い合わせること。
- 7 高等学校長は、「調査書」及びその他の書類等の記載事項について、事実と反する記載があった場合は、志願者の「入学願書」の受理及び合格を取り消すことができる。

### 第4 県外中学校からの出願

上記「第3 出願」によるほか、Ⅲ一般選抜「第4 県外中学校からの出願」の1、2(2)、(3)、(4)及び3によること。ただし、「新潟県(志願先が新潟市立高等学校の場合は、新潟市)立高等学校出願申請書」を新規に申請する必要がある場合は、令和5年3月15日(水)午前9時から3月17日(金)正午までに、中学校長を通じて新潟県教育庁高等学校教育課長(志願先が新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会学校支援課長)に提出する。郵送の場合も受付期間内に必着のこと。

### 第5 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者の出願

上記「第3 出願」によるほか、前記Ⅲ一般選抜「第5 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者の出願」によること。ただし、県外中学校からの出願や「海外帰国生徒等特別選抜」による出願のため、「新潟県(志願先が新潟市立高等学校の場合は、新潟市)立高等学校出願申請書」を新規に提出する必要がある場合は、令和5年3月15日(水)午前9時から3月17日(金)正午までに、中学校長を通じて新潟県教育庁高等学校教育課長(志願先が新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会学校支援課長)に提出する。郵送の場合も受付期間内に必着のこと。

### 第6 特別な配慮を必要とする者の受検上の措置申請

前記Ⅲ一般選抜「第7 特別な配慮を必要とする者の受検上の措置申請」によること。ただし、申請書の受付期間は、休日を除く令和5年3月20日(月)午前9時から3月22日(水)正午までとする。

## 第7 佐渡航路欠航による受検会場の変更

前記Ⅲ一般選抜「第8 佐渡航路欠航による受検会場の変更」によること。ただし、受付期間は、土曜日、日曜日、休日を除く、令和5年3月17日(金)午前9時から3月22日(水)正午までとする。

## 第8 学力検査等

- 1 学力検査の検査教科は、全日制の課程、定時制の課程ともに国語、数学、英語の3教科とし、ほかに面接を実施する。ただし、定時制の課程において、令和5年4月1日現在で満20歳以上になる志願者は、希望すれば国語、数学、英語の3教科に代えて作文で受検することができる。
- 2 学力検査は、新潟県立高等学校、新潟市立高等学校ともに、新潟県教育委員会が作成した問題により、令和5年3月23日(木)、全県一斉に実施する。
- 3 学校、学科によっては、学力検査及び面接のほかに必要な検査を実施することができる。
- 4 学力検査及び面接の実施時間割は、次のとおりとする。英語においては、聞取り検査を実施する。

期 日	時 間	検査等
3月23日(木)	9:15～9:30	受付
	9:30～9:55	受検上の注意・その他
	9:55～10:00	問題配付
	10:00～10:50	国語(50分)
	11:05～11:10	問題配付
	11:10～12:00	数学(50分)
	12:00～12:55	昼食・休憩
	12:55～13:00	問題配付
	13:00～13:50	英語(50分)
	14:20～	面接

- 5 学力検査及び面接のほかに必要な検査を実施する場合、実施する高等学校長が、当該検査の時間割を別に定める。
- 6 定時制の課程において、作文で受検する者の時間割は、高等学校長が別に定める。
- 7 学力検査の配点は、各教科100点とする。
- 8 学力検査、面接及びその他必要な検査は、この要項及び新潟県教育委員会(新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会)が別に指示するところにより、高等学校長が実施する。

## 第9 受検上の留意事項

前記Ⅲ一般選抜「第11 受検上の留意事項」によること。

## 第10 入学者の選抜方法

- 1 高等学校長は、校長を委員長とする「入学者選抜会議」を設け、選抜の厳正を期するものとする。
- 2 高等学校長は、「調査書」、「学力検査の成績」、「面接の結果」を、その他必要な検査を実施する高等学校長においては、これに加えて「当該検査の結果」を資料とし、「入学者選抜会議」の審議を経て、入学者を選抜する。
- 3 選抜方法の詳細は、新潟県教育委員会(新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会)が別に

高等学校長に指示する。

#### **第11 合格者の発表等**

- 1 高等学校長は、令和5年3月24日（金）に、当該高等学校において合格者を発表する。
- 2 高等学校長は、当該高等学校を受検し、欠員補充のための2次募集において不合格となった者で、受検者本人が受検票等の証明となるものを提示し、学力検査の結果の開示を口頭で請求した場合には、本人の学力検査における各教科の得点及び教科の合計得点を開示する。  
なお、開示期間は合格発表の日から起算して1か月以内とする。ただし、土曜日、日曜日を除く。
- 3 中学校長は、やむを得ない事情等により入学を辞退する者が出た場合には、直ちに当該高等学校長に電話で報告するとともに文書（様式自由）で報告すること。

#### **第12 新型コロナウイルス感染症対策のため受検ができない者**

新型コロナウイルス感染症に罹患、または罹患しているおそれがある者は、受検ができない。

※ 詳細は別に定める。

## V 海外帰国生徒等特別選抜

### 【事務日程】

事 項	期 日	あて先	提出者等	参照頁
海外帰国生徒等特別選抜 出願申請書受付	1月16日(月)～2月8日(水) 3月15日(水)～ 3月17日(金)正午まで (2次募集新規申請者のみ)	※ 高等学校教育課長	中学校長	24
一般選抜の検査日に実施する海外帰国生徒等特別選抜の事務日程は、前記「Ⅲ 一般選抜」によること。				6
欠員補充のための2次募集の検査日に実施する海外帰国生徒等特別選抜の事務日程は、前記「Ⅳ 欠員補充のための2次募集」によること。				19

※ 新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会学校支援課長とする。

### 第1 対象高等学校及び募集人数

- 1 一般選抜の検査日に実施する海外帰国生徒等特別選抜（本検査，追検査，特別追検査）は，この選抜を希望する志願者のいるすべての学校，学科で実施する。
- 2 欠員補充のための2次募集の検査日に実施する海外帰国生徒等特別選抜は，一般選抜で欠員が生じている学校，学科で実施する。
- 3 各学校，学科ごとの募集人数は若干人とする。

### 第2 出願資格

海外帰国生徒等特別選抜に出願することができる者は，次の1～3の条件を満たし，かつ新潟県教育委員会（志願先が新潟市立高等学校の場合は，新潟市教育委員会）が審査し，出願資格があることを証明された者とする。

- 1 次の(1)～(4)のいずれかに該当する者
  - (1) 令和5年3月に中学校，義務教育学校又はこれに準ずる学校を卒業する見込みの者
  - (2) 令和5年3月に中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
  - (3) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者（中等教育学校の前期課程を修了した者を含む。）
  - (4) 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

なお，中学校，義務教育学校，中学校に準ずる学校，中等教育学校の前期課程又は在外教育施設を，以下「中学校」という。
- 2 外国において継続して2年以上在住している者で，次の(1)，(2)のいずれかに該当する者
  - (1) 原則として令和3年4月1日以降に保護者とともに帰国（入国）して，現在，保護者とともに県内に居住している者
  - (2) 入学時までに帰国（入国）して居住を予定している者
- 3 欠員補充のための2次募集の検査日に実施する選抜については，前記Ⅳ欠員補充のための2次募集「第2 出願資格」の2に該当する者

### 第3 出願資格の審査

海外帰国生徒等特別選抜の出願資格の審査に係る手続については，次の1～4のとおりとする。

- 1 海外帰国生徒等特別選抜に志願を予定する者は，「海外帰国生徒等特別選抜出願申請書」（様式12）2部（いずれにも写真を貼付すること），住民票（家族全員の記載があるもの。）及びパスポートの写しを中学校長に提出する。中学校長は，必要な書類の記載事項に誤りがないこと

を確認した上で、「海外帰国生徒等特別選拔出願申請書」（様式12）2部を、新潟県教育庁高等学校教育課長（志願先が新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会学校支援課長）あてに郵送にて提出する。ただし、入学時まで保護者が海外に居住する予定の場合、「身元引受人依頼・承諾書（海外帰国生徒等特別選抜用）」（様式13-②）を添付する。

なお、中学校に在籍していない者であっても、提出書類は同様とするが、「海外帰国生徒等特別選拔出願申請書」において中学校長による確認ができない場合、出国及び帰国（入国）年月日を確認することのできる書類（パスポートの写し等）を添付することで、中学校長による確認に代えることができる。

- 2 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者は、前記1の書類のほか海外の在学（出身）校が発行する在学（卒業）証明書又は成績証明書（いずれも日本語又は英語で記載されたものが望ましい。）を添付する。
- 3 審査に係る書類の提出期間は、令和5年1月16日（月）から2月8日（水）までとする。ただし、欠員補充のための2次募集において新規に提出する必要がある場合の提出期間は、令和5年3月15日（水）午前9時から3月17日（金）正午までとする。返信用封筒（角形2号の封筒に、相当額の返信用切手を貼付し、返送先中学校の所在地及びあて先を明記して、切手の下に「簡易書留」と朱書きしたもの。速達の場合は、速達料金分の切手をさらに貼付する。）を同封の上、申請すること。
- 4 新潟県教育委員会（志願先が新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会）は、「海外帰国生徒等特別選拔出願申請書」（様式12）を審査した上で、承認の可否を判断し、押印して1部を、「海外帰国生徒等特別選抜入学願書」、「海外帰国生徒等特別選抜受検票」（様式2-②）及び「海外帰国生徒等特別選抜志願変更願」（様式4-②）を同封して、中学校長に返送する。「海外帰国生徒等特別選拔出願申請書」は、その写しを出願時の出願関係書類に添付するものとする。

なお、審査に係る書類等の記載事項について、事実と反する記載があった場合は、高等学校長は、志願者の「海外帰国生徒等特別選抜入学願書」の受理及び合格を取り消すことができる。

#### 第4 出願

- 1 出願は、一般選抜及び欠員補充のための2次募集の検査日に実施する選抜において、1人につき、それぞれ1校1学科とする。1校1学科には、特別支援学校高等部を含む。

なお、この選抜により出願する者は、一般選抜及び欠員補充のための2次募集にそれぞれ兼ねて出願することはできない。また、ほかの都道府県の公立高等学校への出願も認めない。
- 2 出願に必要な書類は、「海外帰国生徒等特別選抜入学願書」、「海外帰国生徒等特別選抜受検票」（以上は様式2-②）「調査書」（様式1）及び「海外帰国生徒等特別選拔出願申請書」（様式12）の写しとする。欠員補充のための2次募集の検査日に実施する選抜においては、これに加えて「欠員補充のための2次募集出願資格証明書」（様式11）も必要とする。

なお、音楽科の志願者は、「音楽科実技検査演奏曲目申告書」（様式は新潟県教育委員会のホームページからダウンロードできる。）も出願時に志願先高等学校長に提出すること。
- 3 単位制による定時制の課程に出願する者は、午前部又は夜間部に志望順位を付して出願することができる。
- 4 海外帰国生徒等特別選抜の「入学願書」等の受付期間は、次の(1)、(2)のとおりとする。いずれも、郵送の場合も受付期間内に必着のこと。
  - (1) 一般選抜の検査日に実施する選抜の受付期間は、土曜日、日曜日を除く令和5年2月17日（金）午前9時から2月21日（火）午前11時までとする。
  - (2) 欠員補充のための2次募集の検査日に実施する選抜の受付期間は、休日を除く令和5年3月

20日（月）午前9時から3月22日（水）正午までとする。ただし、「海外帰国生徒等特別選拔出願申請書」を新規に提出する必要がある場合は、令和5年3月15日（水）午前9時から3月17日（金）正午までに、中学校長を通じて新潟県教育庁高等学校教育課長（志願先が新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会学校支援課長）に提出する。郵送の場合も、受付期間内に必着のこと。

- 5 その他、出願手続に関する事項については、前記Ⅲ一般選抜「第3 出願」の5～7による。
- 6 保護者（志願者に対して親権を有する者をいい、親権を有する者がいないときは、未成年後見人をいう。）の転勤等特別の理由により、一般選抜の入学願書受付期間に「入学願書」の提出ができなかった者は、「海外帰国生徒等特別選拔出願申請書」を、中学校長の確認を得て新潟県教育庁高等学校教育課長（志願先が新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会学校支援課長）に速やかに提出し、承認を得た上で、令和5年2月27日（月）から3月3日（金）正午までに「海外帰国生徒等特別選抜入学願書」、「海外帰国生徒等特別選抜受検票」、「調査書」及び「海外帰国生徒等特別選拔出願申請書」の写しを志願先高等学校長に提出する。ただし、直接提出する場合の受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

#### **第5 県外中学校からの出願**

前記「第4 出願」によること。ただし、出願に必要な書類には、前記「第4 出願」の2に示したものに加え、「新潟県（志願先が新潟市立高等学校の場合は、新潟市）立高等学校出願申請書」（様式5）の写しを添付すること。

#### **第6 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者の出願**

- 1 在外教育施設（学校教育法施行規則第95条第2号）を卒業する見込みの者又は卒業した者の出願については、前記「第4 出願」によること。ただし、出願に必要な書類には、前記「第4 出願」の2に示したものに加え、「新潟県（志願先が新潟市立高等学校の場合は、新潟市）立高等学校出願申請書」の写しを添付すること。
- 2 学校教育法施行規則第95条第1号、第3号、第4号及び第5号に該当する者の出願については、前記「第4 出願」によること。ただし、出願に必要な書類は、「海外帰国生徒等特別選抜入学願書」、「海外帰国生徒等特別選抜受検票」、「海外帰国生徒等特別選拔出願申請書」の写しに、「学業成績の証明書」（様式自由）若しくは「学業成績の証明書提出不能に関する証明書」（様式自由）又は「中学校卒業程度認定試験による認定証書」の写しのいずれかを加えたものとする。

#### **第7 志願変更**

- 1 前記Ⅲ一般選抜「第6 志願変更」によること。ただし、文中の「志願変更願」は、「海外帰国生徒等特別選抜志願変更願」に読み替えるものとする。  
なお、海外帰国生徒等特別選抜の志願者が、志願変更により一般選抜に志願することはできない。
- 2 志願変更前の高等学校と異なる高等学校へ志願変更する場合には、志願変更の際に提出する書類に加えて、「海外帰国生徒等特別選拔出願申請書」の写しを改めて添付し、新たな志願先高等学校長に提出すること。

#### **第8 特別な配慮を必要とする者の受検上の措置申請**

前記Ⅲ一般選抜「第7 特別な配慮を必要とする者の受検上の措置申請」によること。ただし、申請書の受付期間は、一般選抜及び欠員補充のための2次募集とそれぞれ同一とする。

## 第9 佐渡航路欠航による受検会場の変更

前記Ⅲ一般選抜「第8 佐渡航路欠航による受検会場の変更」によること。ただし、受付期間は、一般選抜及び欠員補充のための2次募集とそれぞれ同一とする。

## 第10 検査等

1 本検査（一般選抜（本検査）の検査日に実施する検査）

- (1) 学力検査の検査教科は、数学、英語の2教科とし、ほかに面接及び作文を実施する。ただし、数学、英語の学力検査は、新潟県立高等学校、新潟市立高等学校ともに、新潟県教育委員会が作成した一般選抜（本検査）の学力検査の問題により実施する。
- (2) 学力検査、面接及び作文の実施時間割は、次のとおりとする。英語においては、聞取り検査を実施する。面接は、個人面接を実施する。

期 日	時 間	検査等
3月7日（火）	9：15～ 9：30	受付
	9：30～ 9：55	受検上の注意・その他
	9：55～10：00	問題配付
	10：00～10：50	作文（50分）
	11：05～11：10	問題配付
	11：10～12：00	数学（50分）
	12：00～12：55	昼食・休憩
	12：55～13：00	問題配付
	13：00～13：50	英語（50分）
14：20～	面接	

- (3) 学校、学科によっては、一般選抜（本検査）の学校独自検査と同一の日に、必要な検査を実施することができる。その場合の時間割については、実施する高等学校長が定める。
- (4) 学力検査の配点は、各教科100点とする。

2 追検査（一般選抜（追検査）の検査日に実施する検査）

- (1) 追検査の対象者  
前記Ⅲ一般選抜「第15 追検査」の1と同様とする。
- (2) 追検査の受検手続と協議  
前記Ⅲ一般選抜「第15 追検査」の2及び3と同様とする。
- (3) 特別な配慮を必要とする者の受検上の措置申請  
前記Ⅲ一般選抜「第15 追検査」の5と同様とする。ただし、申請書の受付期間は、一般選抜と同一とする。
- (4) 佐渡航路欠航による受検会場の変更  
前記Ⅲ一般選抜「第15 追検査」の6と同様とする。ただし、受付期間は、一般選抜と同一とする。
- (5) 学力検査等  
ア 令和5年3月14日（火）に、追検査を実施する学校において一斉に実施する。  
イ 学力検査の検査教科等及び時間割は、上記「1 本検査（一般選抜（本検査）の検査日に実施する検査）」と同様とする。  
ウ 検査問題については、令和5年3月7日（火）に実施する学力検査の問題とは異なる問題とする。

(6) 選抜方法

前記Ⅲ一般選抜「第15 追検査」の9と同様とする。ただし、文中の「一般選抜」を「海外帰国生徒等特別選抜」と読み替える。

3 特別追検査（一般選抜（特別追検査）の検査日に実施する検査）

(1) 対象者

前記Ⅲ一般選抜「第16 新型コロナウイルス感染症罹患者等のための特別追検査」の1と同様とする。ただし、文中の「一般選抜」を「海外帰国生徒等特別選抜」と読み替える。

(2) 募集人数

若干人とする。

(3) 特別追検査を実施する会場

志願先高等学校とする。

(4) 受検手続

前記Ⅲ一般選抜「第16 新型コロナウイルス感染症罹患者等のための特別追検査」の4と同様とする。

(5) 特別な配慮を必要とする者の受検上の措置申請

前記Ⅲ一般選抜「第16 新型コロナウイルス感染症罹患者等のための特別追検査」の5と同様とする。ただし、文中の「一般選抜」を「海外帰国生徒等特別選抜」と読み替える。

(6) 佐渡航路欠航による受検会場の変更

前記Ⅲ一般選抜「第16 新型コロナウイルス感染症罹患者等のための特別追検査」の6と同様とする。ただし、文中の「一般選抜」を「海外帰国生徒等特別選抜」と読み替える。

(7) 学力検査等

ア 令和5年3月23日(木)に、特別追検査を実施する学校において一斉に実施する。

イ 学力検査の検査教科等及び時間割は、前記「1 本検査（一般選抜（本検査）の検査日に実施する検査）」と同様とする。

ウ 検査問題については、本検査及び追検査の問題とは異なる問題とする。

エ 「その他の検査」を行う学校、学科は別に公示する。当該検査の時間割は、実施する高等学校長が別に定める。

オ 学力検査、面接及び作文その他必要な検査は、この要項及び新潟県教育委員会（新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会）が別に指示するところにより、高等学校長が実施する。

(8) 受検上の留意事項

前記Ⅲ一般選抜「第11 受検上の留意事項」と同様とする。

(9) 入学者の選抜方法

前記Ⅲ一般選抜「第16 新型コロナウイルス感染症罹患者等のための特別追検査」の9と同様とする。ただし、文中の「一般選抜」を「海外帰国生徒等特別選抜」と読み替える。

(10) 合格者の発表等

前記Ⅲ一般選抜「第16 新型コロナウイルス感染症罹患者等のための特別追検査」の10と同様とする。

(11) 特別追検査の追加募集

前記Ⅲ一般選抜「第16 新型コロナウイルス感染症罹患者等のための特別追検査」の11と同様とする。ただし、文中の「一般選抜」を「海外帰国生徒等特別選抜」と読み替える。また、出願に必要な書類は、「海外帰国生徒等特別選拔出願申請書」（様式12）の写しを加えたものとする。

#### 4 欠員補充のための2次募集の検査日に実施する選抜

- (1) 学力検査の検査教科は、数学、英語の2教科とし、ほかに面接及び作文を実施する。ただし、数学、英語の学力検査は、新潟県立高等学校、新潟市立高等学校ともに、新潟県教育委員会が作成した欠員補充のための2次募集学力検査の問題により実施する。
- (2) 学力検査、面接及び作文の実施時間割は、次のとおりとする。英語においては、聞取り検査を実施する。面接は、個人面接を実施する。

期 日	時 間	検査等
3月23日(木)	9:15～9:30	受付
	9:30～9:55	受検上の注意・その他
	9:55～10:00	問題配付
	10:00～10:50	作文(50分)
	11:05～11:10	問題配付
	11:10～12:00	数学(50分)
	12:00～12:55	昼食・休憩
	12:55～13:00	問題配付
	13:00～13:50	英語(50分)
	14:20～	面接

- (3) 学校、学科によっては、学力検査、面接のほか必要な検査を実施することができる。その場合の時間割については、実施する高等学校長が定める。
  - (4) 学力検査の配点は、各教科100点とする。
  - (5) 欠員補充のための2次募集の検査日に実施する選抜において追検査は実施しない。
- 5 学力検査、面接及び作文その他必要な検査は、この要項及び新潟県教育委員会(新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会)が別に指示するところにより、高等学校長が実施する。

#### 第11 受検上の留意事項

前記Ⅲ一般選抜「第11 受検上の留意事項」によること。

#### 第12 入学者の選抜方法

- 1 高等学校長は、校長を委員長とする「入学者選抜会議」を設け、選抜の厳正を期するものとする。
- 2 高等学校長は、「調査書」、「学力検査の成績」、「面接の結果」、「作文の結果」を、その他必要な検査を実施する高等学校長においては、これに加えて「当該検査の結果」を資料とし、「入学者選抜会議」の審議を経て、一般選抜及び欠員補充のための2次募集における選抜とは別に、入学者を選抜する。
- 3 選抜方法の詳細は、新潟県教育委員会(新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会)が別に指示する。

#### 第13 合格者の発表等

- 1 高等学校長は、一般選抜(本検査)の検査日に受検した者と一般選抜(追検査)の検査日に受検した者については令和5年3月16日(木)午後に、新型コロナウイルス感染症罹患者等のための特別追検査日と欠員補充のための2次募集の検査日に受検した者については令和5年3月24日(金)に、それぞれ各学校において合格者を発表する。なお、令和5年3月16日(木)の合格発表においては、新潟県立高等学校については新潟県教育委員会ホームページに、新潟市立高等学校については新潟市教育委員会のホームページに、それぞれ合格者の受検番号を掲載する。
- 2 その他については、前記Ⅲ一般選抜「第13 合格者の発表等」の2、3及び前記Ⅳ欠員補充のための2次募集「第11 合格者の発表等」の2、3によること。

## VI 通信制の課程の入学者選抜

### 【事務日程】

事 項	期 日	あて先	提出者等	参照
出願関係書類の受付 (入学願書, 調査書等)	2月17日(金)～ 4月4日(火)午後4時まで	高等学校長	中学校長	30
合格者の発表	4月11日(火)まで	〈高等学校長が本人に通知〉		30

### 第1 対象高等学校及び募集人数

- 1 通信制の課程の入学者選抜は、新潟県立新潟翠江高等学校及び新潟県立高田南城高等学校で実施する。
- 2 通信制の課程の入学者選抜の募集人数は、別に公示する。

### 第2 出願資格

通信制の課程の入学者選抜に出願することができる者は、高等学校等に在籍していない者で、次の1～3のいずれかに該当する者とする。

なお、「高等学校等」とは、高等学校（県内外及び国立・公立・私立を問わない。）、特別支援学校高等部、高等専門学校及び中等教育学校の後期課程をいう。

- 1 新潟県内に住所を有する者で、次のア～エのいずれかに該当する者
  - ア 令和5年3月に中学校、義務教育学校又はこれに準ずる学校を卒業する見込みの者
  - イ 令和5年3月に中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
  - ウ 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者（中等教育学校の前期課程を修了した者を含む。）
  - エ 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者なお、中学校、義務教育学校、中学校に準ずる学校、中等教育学校の前期課程又は在外教育施設を、以下「中学校」という。
- 2 新潟県に近接する県に住所を有し、新潟県内に勤務地がある者で、前記1のア～エのいずれかに該当する者
- 3 その他、特別の理由により、本県高等学校の通信教育を受けることが適当な者で、前記1のア～エのいずれかに該当する者

### 第3 出願

- 1 出願に必要な書類は、「通信制の課程の入学願書」（様式14）、「調査書」（様式1）及びその他、志願先高等学校で必要な書類とする。

なお、出願に必要な書類の用紙は、志願先高等学校で交付する。ただし、郵送による場合は、あて先及び郵便番号を明記し、相当額の切手を貼った返信用封筒を同封の上、志願先高等学校に請求すること。
- 2 出願手続は、次の(1)～(3)による。
  - (1) 中学校を卒業又は修了(以下「卒業」という。)する見込みの者又は卒業した者の出願手続については、次のア、イによる。
    - ア 志願者は、「通信制の課程の入学願書」に所要事項を記入の上、志願者のあて先及び郵便番号を明記した、相当額の切手を貼った返信用封筒を添えて中学校長に提出する。

イ 中学校長は、志願者の「通信制の課程の入学願書」、「調査書」及びその他の必要書類を、志願先高等学校長に提出する。郵送の場合は、「通信制入学願書在中」と朱書すること。

- (2) 学校教育法施行規則第95条の第1号、第3号、第4号及び第5号に該当する者は、「通信制の課程の入学願書」及び「学業成績の証明書」若しくは「学業成績の証明書提出不能に関する証明書」（様式自由）又は「中学校卒業程度認定試験による認定証書」の写しに、志願者のあて先及び郵便番号を明記した、相当額の切手を貼付した返信用封筒を添えて、直接志願先高等学校長に提出する。
  - (3) 入学願書の受付期間は、土曜日、日曜日及び休日を除く、令和5年2月17日(金)午前9時から4月4日(火)午後4時までとする。直接提出する場合の受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。郵送の場合も受付期間内に必着のこと。
- 3 高等学校長は、「調査書」及びその他の書類等の記載事項について、事実と反する記載があった場合は、志願者の「入学願書」の受理及び合格を取り消すことができる。

#### **第4 特別な配慮を必要とする者の受検上の措置申請**

- 1 別室受検等の特別な配慮を必要とする者については、中学校長が、「入学者選抜における特別措置実施申請書」（様式6）に配慮を必要とする内容等を記入し、土曜日、日曜日及び休日を除く、令和5年2月17日(金)午前9時から4月4日(火)午後4時までに志願先高等学校長に申請する。
- 2 申請のあった高等学校長は、直ちに新潟県教育庁高等学校教育課長に報告し、協議する。ただし、明らかに検査の公正さを確保できる場合には、高等学校長の判断で受検上の措置を行うことができる。この場合、協議は不要とする。

#### **第5 入学者の選抜方法**

- 1 高等学校長は、志願者全員に面接を実施する。
- 2 高等学校長は、校長を委員長とする「入学者選抜会議」を設け、選抜の厳正を期するものとする。
- 3 高等学校長は、中学校長が提出する出願書類及び「面接の結果」等を資料とし、「入学者選抜会議」の審議を経て、入学者を決定する。

#### **第6 合格者の発表**

高等学校長が、令和5年4月11日(火)までに、本人あてに通知する。

#### **第7 その他**

- 1 この要項に定めるもののほか、必要な事項は当該高等学校長が別に定める。
- 2 編入学については、当該高等学校長が別に定める。

## Ⅶ そ の 他

### 第1 県外の公立高等学校への出願

- 1 保護者の転勤に伴う一家転住等により、県外の公立高等学校を受検する場合は、中学校長が志願先の都道府県教育委員会等に連絡し、入学者選抜要項及び出願に必要な書類を取り寄せること。
- 2 志願先の都道府県教育委員会等に対して、新潟県の公立高等学校に出願しないことに関する証明書（以下「不受検証明書」という。）を提出する必要があるときの取扱いは、次の(1)～(3)によるものとする。ただし、「不受検証明書」の証明者が、中学校長の場合は、「新潟県公立高等学校不受検理由書」を新潟県教育庁高等学校教育課長に提出する必要はない。
  - (1) 「不受検証明書」は、各都道府県教育委員会等が指定した様式で作成すること。
  - (2) 「不受検証明書」の証明者が、新潟県教育委員会教育長の場合は、志願先の都道府県が指定した「不受検証明書」と「新潟県公立高等学校不受検理由書」（様式は新潟県教育委員会のホームページからダウンロードできる。）を、返送先中学校等の所在地及びあて先を明記し、相当額の切手を貼付した返信用封筒とともに、新潟県教育庁高等学校教育課長に郵送で提出すること。
  - (3) 新潟県教育委員会は、「新潟県公立高等学校不受検理由書」を審査した上で、「不受検証明書」を中学校長あてに返送する。

### 第2 その他

- 1 天災等により、学力検査、学校独自検査及びその他必要な検査を実施できなかった場合については別に定める。
- 2 その他、定めのない場合は別に定める。

# 様式編 その1

様式 1 調査書

様式 1

## 調査書

A 4 判

志願先	高等学校 (分校)	課程	全日制 定時制 通信制	志望学科	第2志望	受検番号	※		番				
ふりがな 志願者氏名		性別		生年月日	平成 年 月 日生	卒業年月	令和 年 月 卒業見込						
各教科の学習の記録	項目	第3学年の観点別学習状況			評 定				行動の記録	項 目	1年	2年	3年
	教科	観 点	評 価	1年	2年	3年	※	基本的な生活習慣					
	国語	知識・技能								健康・体力の向上			
		思考・判断・表現											
		主体的に学習に取り組む態度											
	社会	知識・技能								自主・自律			
		思考・判断・表現											
		主体的に学習に取り組む態度											
	数学	知識・技能								責任感			
		思考・判断・表現											
		主体的に学習に取り組む態度											
	理科	知識・技能								創意工夫			
		思考・判断・表現											
		主体的に学習に取り組む態度											
	音楽	知識・技能								思いやり・協力			
		思考・判断・表現											
		主体的に学習に取り組む態度											
	美術	知識・技能								生命尊重・自然愛護			
		思考・判断・表現											
		主体的に学習に取り組む態度											
保健体育	知識・技能							勤労・奉仕					
	思考・判断・表現												
	主体的に学習に取り組む態度												
技術・家庭	知識・技能							公正・公平					
	思考・判断・表現												
	主体的に学習に取り組む態度												
外国語	知識・技能							公共心・公德心					
	思考・判断・表現												
	主体的に学習に取り組む態度												
特別活動の記録	学級活動				総合的な学習の時間								
	生徒会活動				総合所見								
	学校行事												
記載事項に誤りのないことを証明します。 令和 年 月 日													
学校名					校長氏名					印			
(※印の欄は記入しないこと)					記載者氏名								

第2志望を認める学校、学科を志望する場合で、第2志望を志望しない場合及び第2志望を認めていない学校、学科（1校1学科を含む）を志望する場合には、「第2志望」の欄に斜線を引く。

志願先	県立〇〇 高等学校 ( 分校)	課程	全日制 定時制 通信制	志望学科	理数	第2志望	普通	受検番号	※	番				
ふりがな 志願者氏名	にいがた たろう 新潟 太郎	性別	男	生年月日	平成〇年〇月〇日生			卒業年月	令和5年3月	卒業 見込				
各 教 科 の 学 習 の 記 録	項目	第3学年の観点別学習状況			評 定				行 動 の 記 録	項 目	1年	2年	3年	
	教科	観 点	評 価	1年	2年	3年	※	1年		2年	3年			
	国語	知識・技能	3年における観点別学習状況の評価を記入する。	1, 2年は、指導要録の5段階評定をそのまま転記する。3年は、調査書作成時までのものを絶対評価による5段階評定で記入する。※の欄には記入しないこと。						基本的な生活習慣	項目ごとに行動の状況を評定し、該当欄に○印を記入する。			
		思考・判断・表現												
		主体的に学習に取り組む態度												
	社会	知識・技能								健康・体力の向上				
		思考・判断・表現												
		主体的に学習に取り組む態度												
	数学	知識・技能								自主・自律				
		思考・判断・表現												
		主体的に学習に取り組む態度												
	理科	知識・技能								責任感				
		思考・判断・表現												
		主体的に学習に取り組む態度												
	音楽	知識・技能								創意工夫				
		思考・判断・表現												
		主体的に学習に取り組む態度												
	美術	知識・技能								思いやり・協力				
		思考・判断・表現												
		主体的に学習に取り組む態度												
保健体育	知識・技能							生命尊重・自然愛護						
	思考・判断・表現													
	主体的に学習に取り組む態度													
技術・家庭	知識・技能							勤労・奉仕						
	思考・判断・表現													
	主体的に学習に取り組む態度													
外国語	知識・技能							公正・公平						
	思考・判断・表現													
	主体的に学習に取り組む態度													
特別活動の記録	学級活動	体育係（1年）、掲示係（2年）、学級委員長（3年）	総合的な学習の時間 総合所見	地域の伝統や文化の継承に力を注ぐ人々や社会の仕組みについて理解を深め、学習の成果を発表した。				学年	欠席日数	欠席の主な理由	1	0 日	各学年において欠席日数が10日以上ものについて記入する。記入事項のない場合は斜線を引く。	
	生徒会活動	主な事実の記録を具体的に記入する。記入事項のない場合は、斜線を引く。												
	学校行事	体育祭応援リーダー（3年）												
記	生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、以下の事項を参考として、特記すべきことを簡条書き等により端的に記述する。 ○各教科等に関する所見 ○特別活動に関する所見 ○行動に関する所見 ○生徒の特徴・特技、部活動、学校内外におけるボランティア活動などの社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動			日	校長氏名	印	記者氏名							

## 「調査書」の記入について

### (1) 「志願先」の欄

ア 「課程」は、全日制、定時制、通信制のうち一つを○で囲む。

イ 分校への志願者は、分校名を記入する。分校以外の志願者は（ ）に何も記入しない。

ウ 「志望学科」及び「第2志望」は、付表1の「学科の一覧表」の「学科」に基づいて記入する。

エ 第2志望は、別に公示する「学校・学科ごとの募集人数と選抜方法等」のうちの「一般選抜・第2志望の実施」の欄で確認のうえ記入する。第2志望を認める学校、学科（コースを含む。以下同じ。）を志願する場合で、第2志望を志願しない場合及び第2志望を認めていない学校、学科（1校1学科の場合を含む。）を志願する場合には、「第2志望」の欄に斜線を引く。

### (2) 「受検番号」の欄

高等学校において記入する。

### (3) 「志願者氏名」の欄

生徒指導要録どおりに志願者の氏名を記入する。ただし、特別な事情により通称を記入する場合は、事前に志願先高等学校長に連絡すること。

### (4) 「性別」の欄

男又は女と記入する。

### (5) 「生年月日」の欄

生年月日の元号が昭和の場合は、平成を ―― 線で消して、昭和と書き改めること。

### (6) 「卒業年月」の欄

卒業又は卒業見込の年月を記入する。

なお、卒業の元号が平成又は昭和の場合は、令和を ―― 線で消して、平成又は昭和と書き改めること。「卒業 卒業見込」については、該当するものを○で囲む。

### (7) 「各教科の学習の記録」の欄及び「総合的な学習の時間の記録」の欄

ア 令和4年度卒業見込みの生徒及び令和3年度卒業生

(ア) 「第3学年の観点別学習状況」は、3年における観点別学習状況の評価を「評価」欄に記入する。この場合、「十分満足できると判断されるもの」をA、「おおむね満足できると判断されるもの」をB、「努力を要すると判断されるもの」をCとし、評価できない場合は該当欄に斜線を引き、☆欄にその理由を記載する。その場合、副申書（様式自由）を添付することができる。

(イ) 「評定」の1, 2年の欄には, 指導要録の各教科の5段階評定を転記する。3年の欄には, 調査書作成時までの評定を, 絶対評価による5段階評定で記入する。ただし, 不登校や特別支援学級等への在籍により, 所定の欄に評定を記入することができない教科がある場合は, 該当欄に斜線を引き, ☆欄にその理由を記載する。その場合, 副申書(様式自由)を添付することができる。※欄は空欄のままとする。

(ウ) 外国の学校からの編入学等により, 履修しなかった教科がある場合には, 該当欄に斜線を引き, ☆欄にその理由を記載する。その場合, 副申書(様式自由)を添付することができる。

(エ) 「総合的な学習の時間の記録」の欄には, 取組の内容(テーマ等)と取組状況を簡潔に記入する。  
なお, 取組の内容(テーマ等)と取組状況を記入できない場合には, その理由を記載する。

#### イ 令和2年度以前の卒業生

(ア) 令和2年度以前の卒業生については, 別途調査書の様式を各中学校に送付する。

「第3学年の観点別学習状況」の「評価」欄及び各教科の1, 2, 3年の「評定」欄には, 指導要録の記載を転記する。ただし, 不登校や特別支援学級等への在籍等により所定欄に転記することができない場合には, 該当欄に斜線を引き, ☆欄に指導要録の記載事項を転記する。

なお, その場合, 副申書(様式自由)を添付することができる。

(イ) 外国の学校からの編入学等により, 履修しなかった教科がある場合には, 該当欄に斜線を引き, ☆欄にその理由を記載する。その場合, 副申書(様式自由)を添付することができる。

(ウ) 「総合的な学習の時間」については, 取組の内容(テーマ等)と取組状況を簡潔に記入する。

なお, 「総合的な学習の時間」を実施していない場合には, 「総合的な学習の時間の記録」の欄に斜線を引く。また, 取組の内容(テーマ等)と取組状況を記入できない場合には, その理由を記載する。

#### (8) 「特別活動の記録」の欄

中学校3年間の学級活動, 生徒会活動, 及び学校行事における生徒の校内の活動状況について, 主な事実の記録を具体的に記入する。

ただし, 令和3年度以前の卒業生については, 卒業時の指導要録に基づき記入するものとする。

#### (9) 「行動の記録」の欄

設置者が定める生徒指導要録記入の手引きに基づき, 項目ごとに行動の状況を評定し, 該当欄に○印を記入する。ただし, 外国の学校からの編入学等により, 記入できない場合は, 当該欄に斜線を引き, ☆欄にその理由を記載する。

**(10) 「出欠の記録」の欄**

令和4年度卒業見込みの生徒の3年の欠席日数は、令和5年1月末日（特色化選抜出願者の場合は令和4年12月末日）現在の日数とする。ただし、外国の学校からの編入学等により、記入できない場合は、当該欄に斜線を引き、☆欄にその理由を記載する。

なお、「欠席の主な理由」は、各学年において欠席日数が10日以上のものについて記入し、記入事項のない場合は斜線を引く。

**(11) 「総合所見」の欄**

生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、以下の事項を参考として、特記すべきことを箇条書き等により端的に記述する。

- 各教科等に関する所見
- 特別活動に関する所見
- 行動に関する所見
- 生徒の特徴・特技、部活動、学校内外におけるボランティア活動などの社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動

**(12) 「校長氏名」等**

調査書作成年月日、学校名、校長氏名を記入し、職印を押印する。

**(13) 「記載者氏名」の欄**

記載者の氏名を記入する。

**(14) 平成28年度（平成29年3月卒業）以前の卒業生の調査書について**

「各教科の学習の記録」、 「総合的な学習の時間の記録」、 「特別活動の記録」、 「行動の記録」、 「出欠の記録」及び「総合所見」の欄には、斜線を引き、☆欄に「指導要録の指導に関する記録の保存期間を経過しているため、これに関する項目を記入することができない」旨を記入すること。



## 様式編 その2

様式特1～7 特色化選抜

様式特 1

## 特色化選抜入学願書及び特色化選抜受検票

<b>新潟県収入証紙</b>		(消印しないこと)		2,200円分	を貼る
<b>特色化選抜入学願書</b>					
高等学校長 様		志願者氏名			
保護者氏名		保護者氏名			
貴校への入学を志願いたします。					
<b>全 日 制</b>		※	受検番号	番	
志望学科			種目等		
分野					
音楽科志願者の 専攻及び楽器名		( )			
志願者 ふりがな 氏名			平成	年	月 日生
現住所					
在 学 中 学 校			中 学 校		
保護者 現住所					
この特色化選抜入学願書の記載事項は、事実と相違ありません。					
			TEL	( )	
			中学校長 氏名		

----- 切 取 線 -----

<b>特色化選抜受検票</b>		
写 真 (4 cm × 3 cm) 県内学校卒業 見込みの者は 貼付不要。		
志願する 高等学校	高等学校	
<b>全 日 制</b>		
※		
志望学科	受検番号	
ふりがな 氏名		
生年月日	平成	年 月 日生
在 学 中 学 校	中 学 校	
注意事項 1 この受検票は、受検のとき必ず持参すること。 2 受検者の集合時刻は別途通知する。 3 ※印の欄は志願先高等学校で記入する。		

特色化選抜入学願書及び特色化選抜受検票

<p><b>新 潟 県 収 入 証 紙</b></p> <p>(消印しないこと)</p> <p>2,200円分</p> <p>を貼る</p>	
<p><b>特色化選抜入学願書</b></p> <p>県立〇〇 高等学校長 様 志願者氏名 新潟 太郎 保護者氏名 新潟 〇〇</p> <p>貴校への入学を志願いたします。</p>	
<p>全 日 制</p> <p>志望学科 〇〇〇</p> <p>分野 文化</p> <p>音楽科志願者の専攻及び楽器名 弦楽器 (ヴァイオリン)</p>	<p>※</p> <p>受検番号</p> <p>種目等 音楽</p>
<p>現住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 新潟市〇〇区〇〇 〇〇丁目〇〇番地〇〇</p>	<p>平成〇年〇月〇日</p> <p>にいがた 新潟 太郎</p>
<p>在 学 中学校 〇〇立 〇〇</p> <p>保護者 現住所 〒 〇〇立 〇〇</p>	<p>TEL 〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇</p>
<p>この特色化選抜入学願書の記載事項は、事実と相違ありません。</p>	
<p>〇〇 中学校長 氏名 〇〇 〇〇 〇〇</p> <p>中学校名と校長の氏名を記入する。</p>	

<p><b>特色化選抜受検票</b></p> <p>写真 (4 cm × 3 cm) 写真は、県外中学校、県外義務教育学校、県外中等教育学校の前期課程及び在外教育施設を卒業する見込みの者のみ貼付する。 志願者の上半身脱帽写真 (たて4 cm × よこ3 cm 令和4年12月以降撮影のもの) を貼付する。</p>	
<p>志願する高等学校 県立〇〇 高等学校</p>	<p>※</p> <p>受検番号</p>
<p>志望学科 〇〇〇</p> <p>ふりがな 新潟 太郎</p> <p>氏名 新潟 太郎</p>	<p>調査書の志願者氏名の字体と一致させる。</p>
<p>生年月日 平成〇年〇月〇日生</p>	<p>音楽科の志願者のみ、志願する専攻を記入する。このうち、管楽器、弦楽器、打楽器のいずれかを専攻する者は、具体的な楽器名を記入する。</p>
<p>在 学 中学校 〇〇立 〇〇</p>	<p>出願する学科名は、付表1の「学科一覧表」の「学科」に基づいて記入する。</p>
<p>注意事項</p> <p>1 この受検票は、受検のとき必ず持参すること。 2 受検者の集合時刻は別途通知する。 3 ※印の欄は志願先高等学校で記入する。</p>	<p>出願する学科名は、付表1の「学科一覧表」の「学科」に基づいて記入する。</p>

## 特色化選抜入学願書及び特色化選抜受検票作成上の注意

- (1) 保護者は、必要事項を記入の上、中学校長に提出すること。
- (2) ※印の欄は高等学校で記入する。
- (3) 「志望学科」は、付表1の「学科の一覧表」の「学科」に基づいて記入すること。
- (4) 「分野」や「種目等」は、別に公示する「令和5年度新潟県公立高等学校 特色化選抜出願のための実績要件」に基づいて記入すること。
- (5) 「氏名」の欄は、調査書の志願者氏名の字体と一致させること。
- (6) 記載事項を訂正した場合は、保護者又は校長の訂正印(私印)を押印すること。
- (7) 音楽科の志願者は、実技検査の専攻を記入すること。なお、管楽器、弦楽器、打楽器のいずれかを専攻する者は、( )の中に具体的な楽器名も記入すること。
- (8) 写真は、県外中学校、県外義務教育学校、県外中等教育学校の前期課程及び在外教育施設を卒業する見込みの者のみ貼付すること。

様式特2

## 特色化選抜推薦書

(A4判 縦長)

受検番号
※ <span style="float: right;">番</span>

### 特色化選抜推薦書

令和 年 月 日

高等学校長 様

中学校長 氏名

下記の者は、貴校特色化選抜志願者として適当と認められ、また主な実績等は事実に相違なく、入学後も引き続き当該分野で活動する意志を確認したので、ここに推薦いたします。

記

ふりがな 志願者氏名		性別		生年月日	平成 年 月 日生
課 程	全日制			志望学科	
分 野	スポーツ ・ 文化 ・ 科学				
種 目 等					

	大会名・コンクール・検定試験・ 地域や社会に関わる取組等	開催年月日等	種目・成績等
主な実績	1		
	2		
	3		
活動状況			
添付書類	1		
	2		
	3		

注 ※欄は、高等学校で記入する。

受検番号	
※	番

特色化選抜推薦書

令和 ○年 ○月 ○日

県立○○高等学校長 様

○○市立△△中学校長 氏名 ◇◇ ◇◇

下記の者は、貴校特色化選抜志願者として適当と認められ、また主な実績等は事実に相違なく、入学後も引き続き当該分野で活動する意志を確認したので、ここに推薦いたします。

記

ふりがな 志願者氏名	にいがた たろう 新潟 太郎	性別	男	生年月日	平成○年○月○日生
課 程	全日制		志望学科	○○	
分 野	スポーツ ・ 文化 ・ 科学				
種 目 等	バスケットボール (男子)		音楽科志願者は、「音楽」と記入したうえで、高等学校入学後、音楽科で専攻したい分野（声楽専攻は「声楽」、他は楽器名）を括弧書きで記入すること。 例 音楽（フルート）		
主な実績	大会名・コンクール・検定試験・地域や社会に関わる取組等		開催年月日等		種目・成績等
	1	令和4年度北信越中学校総合競技大会	R4.8.4		ベスト8
	2	令和4年度新潟県中学校総合体育大会	R4.7.17		準優勝
3	上位大会の成績から、順に記入すること。				
活動状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バスケットボール部のポイントガードとして活躍し、北信越大会ベスト8の成績を収めた。</li> <li>・バスケットボール部では副主将を務め、チームをよくまとめた。</li> <li>・都道府県対抗ジュニアバスケットボール大会新潟県第2次候補選手に選出され、レギュラー選手として活躍した。</li> </ul>				
添付書類	1	北信越大会プログラムの写し			
	2	県大会賞状の写し			
	3				

注 ※欄は、高等学校で記入する。

## 「特色化選抜 推薦書」記入上の注意

### 1 志望学科

「志望学科」は、付表1の「学科の一覧表」の「学科」に基づいて記入すること。

### 2 分野・種目等

- (1) 「分野」は、「スポーツ」、「文化」、「科学」のうち該当するものを○で囲むこと。
- (2) 「種目等」は、別に公示する「特色化選抜出願のための実績要件」の「種目」のうち、該当するものを記入すること。

### 3 主な実績

この欄に記入する実績は、別に公示する「特色化選抜出願のための実績要件」に記載された以上の実績であり、中学校在学時の活動で該当するものを、上位大会の実績から、順に記入する。なお、実績要件に該当する活動は、校内外を問わない。

#### (1) 大会名・コンクール・検定試験・地域や社会に関わる取組等

ア いわゆる「勝ち上がり方式」（例 トーナメント方式）の大会で実績要件を満たす成績を収めた場合、この欄に記載する大会は、実績要件以上の大会をすべて記入すること。例えば、スポーツ活動において、志願先の学校、学科が「都道府県中学校総合体育大会に出場」の実績要件を設定している場合、個人またはチームが北信越中学校総合競技大会に出場したときは、記入例のように新潟県中学校総合体育大会及び北信越中学校総合競技大会における実績を記入する。

イ 「都道府県対抗ジュニアバスケットボール大会最終選考選手」等、選抜選手としての実績を記載する場合は、選抜された年度を明記すること。（例 「令和3年度U-14県トレセン選抜選手」）

ウ コンクール等の受賞等を記載する場合には、コンクールの正式名称を記入する。

エ 検定試験等における合格もしくはスコアを記載する場合には、試験名等を記入する。

（例 「2022年度第1回実用英語技能検定」）

オ 文化の「地域探究」及び「社会貢献」においては、中学校での「総合的な学習の時間」等における地域や社会に関わる取組実績を記載することができる。

#### (2) 開催年月日等

ア 各種大会及びコンテストについては、実績要件に該当する成績を収めた当日の日付を記入する。

なお、団体競技で「大会出場」が実績要件となっている場合は、当該大会が開会した日付を記入すること。

イ 選抜選手としての実績を記載する場合は、選手として選出された日付を記入する。

ウ コンクール等の受賞等を記載する場合には、受賞した日付を記入する。

エ 検定試験等について記載する場合は、取得証明書等に記載された日付を記入する。

オ 中学校での「総合的な学習の時間」等における地域や社会に関わる取組実績を記載する場合は、取組を行った時期を記入する。（例 「令和3年4月～令和4年3月」）

#### (3) 種目・成績等

ア 陸上競技、水泳等の個人競技においては、種目及び成績を明記する。

イ バレーボール、バスケットボール等の団体競技において、実績要件が「〇〇大会出場」となっている場合は、当該大会における最高成績を記入する。（例 ベスト8、2回戦等）

ウ コンクール等の受賞等を記載する場合には、受賞した賞の正式名称を記入する。

エ 検定試験等について記載する場合には、級や最高スコアを記入する。

オ 中学校での「総合的な学習の時間」等における地域や社会に関わる取組実績について、受賞歴等がある場合に記入する。

#### (4) 記入しない部分には斜線を引くこと。

#### 4 活動状況

推薦する志願者の当該活動の状況について、箇条書きで簡潔に記入する。

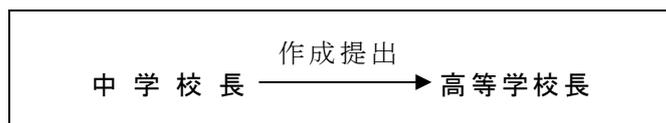
#### 5 添付書類

- (1) 該当大会に出場した際の賞状の写し（A4判に縮小又は拡大すること。）、志願者が該当大会に出場したことや強化選手等であることを証明する都道府県中学校体育連盟会長名又は都道府県スポーツ協会（体育協会）加盟団体会長名による証明書（様式自由）又は該当大会のプログラムにおいて、志願者の氏名が記載されているページの写し（表紙の写しも添付する。A4判に縮小又は拡大すること。）を添付すること。コンクール等の受賞等の場合には、受賞した賞状の写しや、出品した研究作品等を添付すること。検定試験等の場合には、取得証明書等の写しを添付すること。中学校での「総合的な学習の時間」等における地域や社会に関わる取組実績の場合には、その取組を示す資料の写しを添付すること。
- (2) 添付書類の「1」～「3」は、主な実績欄の「1」～「3」と符合させること。記入例によれば、添付書類の「1」は、令和4年度北信越中学校総合競技大会における大会プログラム（志願者の氏名明記）の写し、「2」は、令和4年度新潟県中学校総合体育大会の大会賞状の写しとなる。

なお、全国中学校スキー大会等、出願時又は出願期間後に該当する大会があり、大会プログラムの写し等を添付することができない場合は、県選手団名簿や大会申込書など該当する大会への出場が確認できるものの写しを添付すること。その場合は、後日、大会プログラム等の写しを志願先高等学校長に提出すること。
- (3) 添付書類が「写し」の場合は、いずれにも中学校長による原本証明を行うこと。添付資料が「原本」の場合は、後日返却する。

#### 6 音楽科志願者の推薦書

- (1) 「種目等」には「音楽」と記入したうえで、高等学校入学後、音楽科で専攻したい分野を括弧書きで記入すること。（例 音楽（ピアノ））
- (2) 「主な実績」については、特記事項なしの場合には斜線を引くこと。
- (3) 「活動状況」については、中学校在学時の音楽科の特色化選抜に関連する活動状況を記入する。
- (4) 「添付書類」については、「主な実績」で記載した内容のうち、コンクールの賞状の写し等添付することができるものを記載する。ただし、いずれの添付書類にも、中学校長による原本証明を行うこと。



様式特3

## 特色化選抜結果通知書等受領申請書

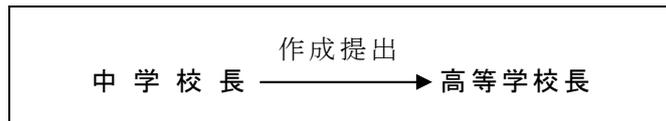
(A4判 縦長)

<h3 style="margin: 0;">特色化選抜結果通知書等受領申請書</h3>	
令和    年    月    日	
_____ 高等学校長 様	
_____ 中学校長 氏名 _____	
連絡先 TEL _____ (       ) _____	
<p>特色化選抜結果通知書等は、令和5年2月15日(水)に、本校教職員が直接受領いたします。</p>	

### ◎取扱上の注意

特色化選抜結果通知書等を令和5年2月15日(水)午前に教職員が直接受領することを希望する場合は、令和5年2月7日(火)午前11時までに提出すること。

なお、受領の時間については、事前に中学校と高等学校で十分打ち合わせを行うこと。



様式特 4

## 特色化選抜結果通知書等受領委任状兼受領書

(A4判 縦長)

<h3 style="margin: 0;">特色化選抜結果通知書等受領委任状兼受領書</h3> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">令和    年    月    日</p> <p style="margin: 10px 0;">_____ 高等学校長 様</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">_____ 中学校長 氏名 _____ <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span></p> <p style="margin: 10px 0;">特色化選抜結果通知書等の受領を下記の者に委任します。</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">記</p> <p style="margin: 10px 0;">受領者 職・氏名 _____ ・ _____</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">受 領 書</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">令和 5 年 2 月 15 日</p> <p style="margin: 10px 0;">_____ 高等学校長 様</p> <p style="margin: 10px 0;">受領者 職・氏名 _____ ・ _____</p> <p style="margin: 10px 0;">特色化選抜結果通知書等を受領いたしました。</p>
---

◎取扱上の注意

特色化選抜結果通知書等を、令和5年2月15日(水)午前に教職員が直接受領に来る場合、当日、この委任状を高等学校長に提出すること。

なお、受領の時間については、事前に中学校と高等学校で十分打ち合わせを行うこと。

作成通知  
高等学校長 → 中学校長

様式特5

## 特色化選抜結果通知書

(A4判 縦長)

<h3 style="margin: 0;">特色化選抜結果通知書</h3>			
令和    年    月    日			
_____ 中学校長 様			
_____ 高等学校長 氏名 _____			
令和5年度新潟県公立高等学校入学者選抜特色化選抜の結果を下記のとおり通知します。			
記			
新潟県立 _____ 高等学校			
学 科 名	受 検 番 号	受 検 者 氏 名	合 否
			合 否
			合 否
			合 否
			合 否
			合 否

注意 (1) 科・コースを明示する必要がある場合は、「学科名」の欄に記入すること。

(2) 「合否」の欄は、合、否のどちらか一つを○で囲むこと。

### ◎取扱上の注意

(1) 通知書は令和5年2月15日(水)午後に、当該中学校長あてに発送すること。

(2) 中学校長又はその委任状(様式特4)を持参した教職員が受領に来る場合は、2月15日(水)午前に、直接交付すること。

なお、受領の時間については、事前に中学校と高等学校で十分打ち合わせを行うこと。



様式特 6

## 特色化選抜合格内定通知書

(A4判 縦長)

<h3 style="margin: 0;">特色化選抜合格内定通知書</h3>			
令和      年      月      日			
学 校 名	_____		
受 検 番 号	_____	科	_____ 番
氏    名	_____ 様		
_____ 高等学校長 氏名 _____			
<p>あなたは、令和5年度新潟県公立高等学校入学者選抜特色化選抜において、当校全日制の課程          _____ 科の合格者に内定したので通知します。</p> <p>なお、合格の発表は、令和5年3月16日（木）午後に当校で行います。</p>			

注意 学科名は、付表1の「学科の一覧表」の「学科」により記入する。

**◎取扱上の注意**

通知書の交付方法については、様式特5の取扱上の注意と同様とする。

作成提出  
中学校長 → 高等学校長

様式特 7

## 入学確約書

(A4判 縦長)

### 入学確約書

令和 年 月 日

\_\_\_\_\_ 高等学校長 様

受検番号 \_\_\_\_\_ 科 \_\_\_\_\_ 番

本人氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

このたび、令和5年度新潟県公立高等学校入学者選抜特色化選抜において、貴校全日制の課程  
\_\_\_\_\_ 科の合格者に内定した旨、通知を受けました。

については、貴校に入学することを、本人及び保護者連署のうえ、ここに確約いたします。

上記のことについて、相違ありません。

令和 年 月 日

\_\_\_\_\_ 中学校長 氏名 \_\_\_\_\_

注意 学科名は、付表1の「学科の一覧表」の「学科」により記入する。

**◎取扱上の注意**

入学確約書は、令和5年2月24日(金)正午までに、志願先高等学校長あてに提出すること。

# 様式編 その3

## 様式 2 ～ 14

一 般 選 抜

欠員補充のための  
2 次 募 集

海外帰国生徒等  
特 別 選 抜

通信制の課程の  
入 学 者 選 抜

様式 2

## 全日制及び定時制の課程の入学願書並びに受検票

<b>新潟県収入証紙</b>		
県立高等学校志願者のみ貼ること (消印しないこと)		
全日制は2,200円分 定時制は950円分 を貼る		
<b>入学願書</b>		
納付額[金] 円] (市立高等学校の出願のときのみ記入する。) 高等学校長 様 志願者氏名 保護者氏名 貴校への入学を志願いたします。		
全日制 定時制	※ 受検番号 第2志望	番 作 文
志望学科	満20歳以上の定時制志願者 音楽科志願者の専攻及び楽器名 ( )	
ふりがな	氏名	
氏名	平成 年 月 日生	日生
出身中学校	令和 年 月	中学校 卒業見込
保護者現住所	〒	〒
この入学願書の記載事項は、事実と相違ありません。 中学校長 氏名		

----- 切 取 線 -----

<b>受検票</b>		
志願する高等学校		
全日制 定時制	※ 受検番号 第2志望	番 作 文
志望学科	満20歳以上の定時制志願者 音楽科志願者の専攻及び楽器名 ( )	
ふりがな	氏名	
生年月日	平成 年 月 日生	日生
出身中学校	令和 年 月	中学校 卒業見込
注意事項	1 この受検票は、受検のとき必ず持参すること。 2 ※印の欄は志願先高等学校で記入する。	

記載例

全日制及び定時制の課程の入学願書並びに受検票

受検票		入学願書		新潟県収入証紙	
志願する高等学校	県立〇〇 高等学校	市立高等学校の出願のときのみ記入する。	納付額[金] 円	制は2,200円分	制は950円分
志願する学校種別	全日制	「全日制」か「定時制」のどちらか一つを○で囲む。	志願者氏名 新潟 太郎	保護者氏名 新潟 〇〇	
志望学科	〇〇〇	出願する学科名は、付表1の「学科の「学」に基づいて記入する。	受検番号	第2志望	
ふりがな	にいがた たろう	音楽科の志願者のみ、志願する専攻を記入する。このうち、管楽器、弦楽器、打楽器のいずれかを専攻する者は、具体的な楽器名を記入する。	音楽科志願者の専攻及び楽器名	弦楽器 (ヴァイオリン)	
氏名	新潟 太郎	氏名	にいがた 新潟 太郎	作 文	
生年月日	平成〇年〇月〇日生	氏名	新潟 太郎	弦楽器	
出身中学校	〇〇立 〇〇 中学校 卒業	現住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 新潟市〇〇区〇〇 〇〇丁目〇〇番地〇〇	卒業	
満20歳以上の定時制志願者	令和〇年3月	出身中学校	令和〇年3月 〇〇立 〇〇 中学校	卒業	
注意事項	1 この受検票は、受検のとき必ず持参すること。 2 ※印の欄は志願先高等学校で記入する。	保護者住所	〒 同上	卒業	



様式2-② (水色の用紙)

## 海外帰国生徒等特別選抜入学願書並びに受検票

<b>新潟県収入証紙</b> <small>県立高等学校志願者のみ貼ること (消印しないこと)</small> <small>全日制は2,200円分 定時制は950円分</small> を貼る	
<b>海外帰国生徒等特別選抜入学願書</b> <small>高等学校長 志願者氏名 保護者氏名</small> <small>貴校への入学を志願いたします。</small>	納付額[金] (円) <small>(市立高等学校の出願のときのみ記入する。)</small> ※ 全日制 ( 分校 ) 受検番号 番 定時制 志望学科 第2志望 音楽科志願者の専攻及び楽器名 ( ) ふりがな氏名 平成 年 月 日生 現住所 出身中学校 令和 年 月 卒業見込 保護者現住所 TEL ( ) この入学願書の記載事項は、事実と相違ありません。 中学校長 氏名

----- 切 取 線 -----

<b>海外帰国生徒等特別選抜受検票</b> 高等学校	
志願する高等学校	※ 全日制 ( 分校 ) 受検番号 番 定時制 志望学科 第2志望 ふりがな氏名 生年月日 平成 年 月 日生 出身中学校 令和 年 月 卒業見込 注意事項 1 この受検票は、受検のとき必ず持参すること。 2 ※印の欄は志願先高等学校で記入する。

海外帰国生徒等特別選抜入学願書並びに受検票

海外帰国生徒等特別選抜受検票		新潟県収入証紙	
志願する 高等学校	県立〇〇 高等学校	納付額[金] (中立高等学校の出願のときのみ記入する。)	市立高等学校の出願のときは2,200円分 県立高等学校の出願のときは960円分 を貼る
全日制 定時制	( 分校 ) ※ 受検番号	志願者氏名 新潟 花子	県立高等学校志願 書 (消印しない)
志望学科	〇〇〇 第2志望 △△△	保護者氏名 新潟 〇〇	高等学校で記入 するので何も記 入しない。
ふりがな 氏 名	にいがた 新潟 花子	貴校への入学を志願いたします。	第2志望を志願 しない場合及び 第2志望を認め ていない学校、 学科を志願する 場合は、「第2 志望」の欄に斜 線を引く。
生年月日	平成〇年〇月〇日生	志望学科 専攻及び楽器名 ( )	新潟県に転居前 であれば、現在 住んでいる外国 等の住所を記入 する。
出 身 中学校	〇〇〇〇〇 中学校 令和〇年3月	卒業 卒業見込	「卒業・卒業見 込」は該当する ものを○で囲む。
注意事項	1 この受検票は、受検の 2 ※印の欄は志願先高等 志願者の住所と、保護者の住所が違う場合に記入し、 同じ場合には「同上」と記入する。番地等について は、〇〇-〇〇-〇〇と記入してもよい。 ただし、電話番号は、検査当日に連絡がつく番号を、 必ず記入すること。	現住所 〇〇〇 〇〇〇〇市 〇〇〇	日本の中学校で ない場合は、 線で消して、学 校名を書く。
	学校名と校長の氏名を記入す ること。	出身 中学校 〇〇〇-〇〇〇〇 長岡市〇〇町〇〇 〇〇丁目〇〇番地〇〇 TEL 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇	

## 入学願書及び受検票作成上の注意

(1) 保護者(志願者が満18歳以上の場合は、志願者)は、必要事項を記入し、中学校長に提出すること。

なお、志願者が満18歳以上の場合は、保護者氏名と保護者現住所の記入を必要としない。

(2) ※印の欄は高等学校で記入する。

(3) 全日制、定時制のどちらか一つを○で囲むこと。また、分校志願者は( )の中に分校名を記入し、分校以外の志願者は( )の中に何も記入しないこと。

(4) 「氏名」の欄は、調査書の生徒氏名の字体と一致させること。

(5) 「志望学科」及び「第2志望」は、付表1の「学科の一覧表」の「学科」に基づいて記入すること。

なお、第2志望を志願しない場合及び第2志望を認めていない学校、学科(1校1学科の場合を含む)を志願する場合は、「第2志望」の欄に斜線を引くこと。

(6) 元号に修正が必要な場合は、令和又は平成を —— 線で消して平成又は昭和と書き改めること。「卒業・卒業見込」は該当するものを○で囲むこと。

(7) 記載事項を訂正した場合は、保護者又は校長の訂正印(私印)を押印すること。

(8) 定時制の志願者のうち、満20歳以上で作文による受検を希望する者は「作文」を○で囲むこと。ただし、海外帰国生徒等特別選抜の場合を除く。

(9) 音楽科の志願者は、実技検査の専攻を記入すること。

なお、管楽器、弦楽器、打楽器のいずれかを専攻する者は、( )の中に具体的な楽器名も記入すること。

## 総合得点表

通し 番号	学習の記録		学力検査							得 点  a <sub>1</sub>	学校 独自 検査  d	総合 得点  a <sub>2</sub>
	合計	換 算 点  b	国 語	社 会	数 学	理 科	英 語	合 計	換 算 点  c			

(1) 通し番号

総合得点の上位から順に通し番号をつける。

(2) 学習の記録の合計

調査書の「各教科の学習の記録」に記載されている各学年の5段階評定の数値を合計する。

(満点値は135点)

(3) 学力検査の合計

国語、社会、数学、理科、英語の得点（各100点満点）を、次に示すア、イにより算出して、その得点を合計する。

ア 傾斜配点を実施しない教科は、学力検査の得点をその教科の得点とする。

イ 傾斜配点を実施した教科は、その教科の学力検査の得点を2倍した値をその教科の得点とする。

(4) 総合得点

総合得点を、次のア又はイにより算出する。

ア 学校独自検査を実施しない学校、学科

(ア) 総合得点表の「学習の記録の合計（135点満点）」を1000点満点に換算し、小数第2位を四捨五入して、その値bを学習の記録の換算点とする。

$$b = (\text{学習の記録の合計}) \div 135 \times 1000$$

(イ) 総合得点表の「学力検査の合計」を1000点満点に換算し、小数第2位を四捨五入して、その値cを学力検査の換算点とする。

$$c = (\text{学力検査の合計}) \div (\text{学力検査の満点}) \times 1000$$

(ウ) 次の値a<sub>1</sub>を総合得点とする。

$$a_1 = \alpha \times b + \beta \times c$$

ただし、(α, β)は調査書と学力検査の比重の置き方であり、(0.7, 0.3), (0.6, 0.4), (0.5, 0.5), (0.4, 0.6), (0.3, 0.7)のいずれかとする。

また、値は小数第1位を四捨五入する。

学校、学科ごとの調査書と学力検査の比重の置き方については、別に公示する「学校・学科ごとの募集人数と選抜方法等」に示すとおりとする。

イ 学校独自検査を実施する学校、学科

アと同様の方法で算出した得点a<sub>1</sub>に、学校独自検査の得点d（満点は100点、200点、300点、400点、500点のいずれか）を加えて、次の総合得点a<sub>2</sub>を算出する。

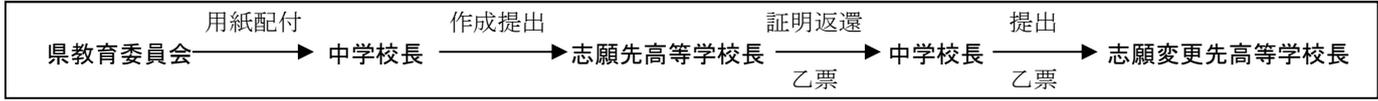
$$a_2 = a_1 + d$$

なお、各学校が定めた学校独自検査の配点は別に公示する「学校・学科ごとの募集人数と選抜方法等」に示すとおりとする。

(5) 総合得点表の記入

上記の(2)～(4)により算出した値を、総合得点表の該当する各欄に記入する。

なお、学校独自検査を実施しない学校、学科は、総合得点表の「得点a<sub>1</sub>」の欄を「総合得点a<sub>1</sub>」とし、「学校独自検査d」の欄及び「総合得点a<sub>2</sub>」の欄を設けないものとする。



様式 4

## 志 願 変 更 願

<b>新潟県収入証紙</b> <small>県立の定時制高等学校から県立の全日制高等学校へ志願変更する場合は、1,250円分を貼る</small> <small>（消印しないこと）</small>		<small>納付金 [金 円]</small> <b>志願変更先高等学校長あて</b> 令和 年 月 日	
<small>市立高等学校から県立高等学校へ志願変更する者のみ貼ること</small> <small>（消印しないこと）</small>		<small>市立高等学校へ志願変更する者で改めて納付する必要があるときのみ記入する。</small> <b>志願変更先高等学校長様</b> 令和 年 月 日	
先に志願した学校 高等学校 志願者氏名 (ふりがな)	全日制 定時制 (分校) 志望学科	生年月日 平成 年 月 日 受検番号	番
志願者現住所 〒 - -			
保護者 現住所 〒 - - TEL ( )			
氏名			
先に上記のとおり出願しましたが、貴校の下記の学科に志願変更したいのでお願ひします。			
全日制 定時制	( 分校 )	☆ 受検番号	番
志望学科	第2志望	作文	
満20歳以上の定時制志願者			
中学校長 令和 年 月 日		上記の志願変更は適当であると認めます。	
記入欄 中学校長 氏名		中学校長 氏名	
高等学校長 令和 年 月 日		上記志願者の志願変更願(甲)を受理したことを証明します。	
証明欄 高等学校長 氏名		高等学校長 氏名	

----- 取 扱 線 -----

<b>志願変更願 (甲)</b> <small>先に志願した高等学校長様</small> 令和 年 月 日		志願者氏名 (ふりがな)	
全日制 定時制 (分校)		受検番号	
志望学科		番	
志願者現住所 〒 - -			
保護者 現住所 〒 - - TEL ( )			
氏名			
先に貴校に入学願書を提出しましたが、下記のように志願変更したいのでお願ひします。			
志願変更先 高等学校	☆ 受検番号	番	
全日制 定時制 (分校)	志望学科	第2志望	
上記の志願変更は適当であると認めます。			
中学校長 令和 年 月 日		中学校長 氏名	
注意事項 ☆印の受検番号は、同じ学校の異なる学科に志願変更のあった高等学校長が記入する。		高等学校長 氏名	

# 志 願 変 更 願

<p>新 潟 県 市立高等学校から県立 高等学校へ志願変更す る章のみ貼ること (消印しないこと)</p> <p>市立高等学校の 出願のときのみ 2,200円分 950円分 記入する。 (消印しないこと)</p>		<p>納付金【金】 志願変更先高等 学校校長あて 令和★年★月★日 に提出する ときの日付を記 入する。</p>	
<p>市立高等学校から県立 高等学校へ志願変更す る章のみ貼ること (消印しないこと)</p> <p>市立高等学校から県立 高等学校へ志願変更す る章のみ貼ること (消印しないこと)</p>		<p>志願変更先高等 学校校長あて 令和★年★月★日 に提出する ときの日付を記 入する。</p>	
<p><b>志願変更願 (乙)</b></p> <p>県立△△ 高等学校校長 様</p>			
<p>先に志願した学校 県立〇〇 高等学校 ( 分校 )</p>		<p>志願者氏名 (ふりがな) にいがた たろう <b>新潟 太郎</b></p>	
<p>志望 学科 〇〇</p>		<p>生年月日 平成〇年〇月〇日生</p>	
<p>志願者現住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 新潟市〇〇区〇〇</p>		<p>受検番号 〇〇〇</p>	
<p>保護者 現住所 〒 同 上</p>		<p>TEL 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇</p>	
<p>氏名 新 潟 〇〇</p>		<p>志願者の現住所と、保護者の現住所が違う 場合に記入し、同じ場合には「同上」と記 入する。ただし、電話番号は、検査当日に 連絡がつく番号を、必ず記入すること。</p>	
<p>先に上記のとおり出願しましたが、貴校の下記の学科に志願変更した のでお願いいたします。</p>		<p>定時制の志願者の うち、満20歳以上 で作文による受検 を希望する者は 「作文」を○で囲 む。</p>	
<p>全日制 定時制 志望 学科 満20歳以上の 定時制志願者</p>		<p>※ 受検番号 第2 志望 作文</p>	
<p>中学校長 欄</p>		<p>上記の志願変更は適当であると認めます。 令和●年●月●日</p>	
<p>記 入 欄</p>		<p>〇〇立 〇〇 中学校長 氏名 〇〇〇 〇〇</p>	
<p>中学校長が認めたときの日付を記入する。</p>		<p>上記志願者の志願変更願 (甲) を受理したことを証明します。 令和▽年▽月▽日</p>	
<p>記 入 欄</p>		<p>県立〇〇 高等学校長 氏名 〇〇 〇〇</p>	
<p>中学校長が認めたときの日付を記入する。</p>		<p>高等学校長と校長の氏名を記入し、押印する。</p>	

県教育委員会  
市教育委員会

用紙配付

中学校長

作成提出

志願先高等学校長

証明返還

中学校長

提出

志願変更先高等学校長

乙票

乙票

様式4-② (水色の用紙)

海外帰国生徒等特別選抜志願変更願

<p><b>新潟県収入証紙</b></p> <p>市立高等学校から県立高等学校へ志願変更する者の貼ること (消印しないこと)</p> <p>全日制は 2,200円分 定時制は 950円分</p> <p>県立の定時制高等学校から県立の全日制高等学校へ志願変更する場合は1,250円分を貼る (消印しないこと)</p>		<p>納付金 [金 円]</p> <p>*市立高等学校へ志願変更する者で改めて納付する必要があるときのみ記入する。</p>	
<p><b>海外帰国生徒等特別選抜志願変更願 (甲)</b></p> <p>高等学校長 様</p> <p>令和 年 月 日</p>		<p><b>海外帰国生徒等特別選抜志願変更願 (乙)</b></p> <p>高等学校長 様</p> <p>令和 年 月 日</p>	
先に志願した学校	高等学校 ( ) 分校	志願者氏名 (ふりがな)	
志願者現住所	〒 - -	生年月日	平成 年 月 日生
保護者	〒 - -	受検番号	番
氏名	TEL ( )	志望学科	第2志望
<p>先に上記のとおり出願しましたが、貴校の下記の学科に志願変更したいの でお願ひします。</p>			
中学校長	令和 年 月 日	受検番号	番
記入欄	中学校長 氏名	第2志望	
高等学校長	令和 年 月 日	上記の志願変更は適当であると認めます。	
証明欄	高等学校長 氏名	上記志願者の志願変更願 (甲) を受理したことを証明します。	
			[印]

切 取 線

<p><b>海外帰国生徒等特別選抜志願変更願 (甲)</b></p> <p>高等学校長 様</p> <p>先に志願した高等学校長あて 令和 年 月 日</p>		<p>志願者氏名 (ふりがな)</p>	
先に志願した学科	全日制 ( ) 定時制 分校	受検番号	番
志願者現住所	〒 - -	志望学科	
保護者	〒 - -	TEL ( )	
氏名	先に貴校に入学願書を提出しましたが、下記のように志願変更したいの でお願ひ します。		
志願変更先	高等学校 ( ) 分校	☆ 受検番号	番
	全日制 ( ) 定時制	志望学科	
		第2志望	
中学校長	令和 年 月 日	上記の志願変更は適当であると認めます。	
記入欄	中学校長 氏名		
注意事項	☆印の受検番号は、同じ学校の異なる学科に志願変更のあった高等学校 が記入する。		



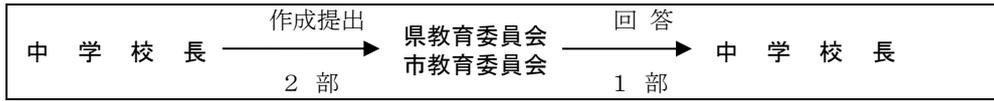
## 志願変更願作成上の注意

### ◎ 作成上の注意（甲票）

- (1) 学科名及び変更先の志望学科名の欄には、付表1の「学科の一覧表」の「学科」に基づいて記入すること。第2志望を志願しない場合及び第2志望を認めていない学校、学科（1校1学科の場合を含む）を志願する場合は、「第2志望」の欄に斜線を引くこと。
- (2) 全日制、定時制のどちらか一つを○で囲むこと。また、分校志願者は（ ）の中に分校名を記入し、分校以外の志願者は（ ）の中に何も記入しないこと。
- (3) ☆印の受検番号は、同じ学校の異なる学科に志願変更のあった高等学校が記入する。
- (4) 志願者が満18歳以上の場合は、保護者現住所と保護者氏名の記入を必要としない。

### ◎ 作成上の注意（乙票）

- (1) 市立の高等学校から県立の高等学校へ志願変更する場合は、新潟県収入証紙を貼ること。
- (2) 県立の高等学校から市立の高等学校へ志願変更する場合は、変更した学校へ現金を納付すること。
- (3) 県立の高等学校から県立の高等学校へ、市立の高等学校から市立の高等学校へ志願変更する場合は、入学考査料を改めて納付する必要はない。ただし、定時制の課程の高等学校から全日制の課程の高等学校へ変更する場合は、入学考査料の差額1,250円を、県立の高等学校への志願変更では新潟県収入証紙で、市立の高等学校への志願変更では現金で納付すること。
- (4) ※印の受検番号は、志願変更先の高等学校で記入する。
- (5) 元号に修正が必要な場合は、令和又は平成を  線で消して平成又は昭和と書き改めること。
- (6) 定時制の志願者のうち、満20歳以上で作文による受検を希望する者は「作文」を○で囲むこと。ただし、海外帰国生徒等特別選抜の場合を除く。
- (7) 志願者が満18歳以上の場合は、保護者現住所と保護者氏名の記入を必要としない。



様式 5

## 新潟県立高等学校出願申請書

(A4判 縦長)

写 真 (4 cm × 3 cm)	<h3 style="margin: 0;">新潟県立高等学校出願申請書</h3> <p style="margin: 0;">令和 年 月 日</p> <p style="margin: 0;">新潟県教育委員会教育長 様</p> <p style="margin: 0;">保護者氏名</p>
下記の理由により、新潟県立高等学校に出願したいので、承認を申請いたします。	
志願者	現住所 <span style="float: right; font-size: small;">ふりがな 氏名</span> 平成 年 月 日生
保護者	現住所
出願 予定校	高等学校 全日制 ( 分校 ) 志望 定時制 学科
出願の理由	
添付書類名	
新潟県内の居住予定地	
事情は上記のとおり相違なく、この者は本県公立高等学校を受検しません。 令和 年 月 日 _____ 中学校長 氏名 _____	
新潟県立高等学校に出願することを <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">〔</span> 承認いたします。 承認いたしません。 <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">〕</span>	
令和 年 月 日 <span style="float: right;">新潟県教育委員会教育長 <span style="float: right;">印</span></span>	

◎作成及び取扱上の注意

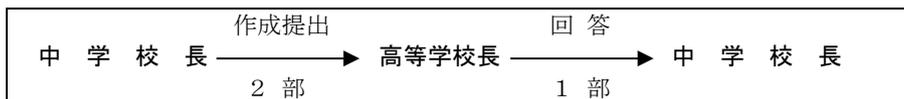
- 1 新潟市立高等学校に出願する場合は、「新潟県」を「新潟市」とすること。
- 2 申請書は2部作成し、返信用切手を貼った封筒を添えて提出すること。2部とも志願者の上半身脱帽写真(たて4 cm×よこ3 cm 令和4年12月以降撮影のもの)を貼付すること。
- 3 元号に修正が必要な場合は、令和又は平成を —— 線で消して平成又は昭和と書き改めること。
- 4 出願する学科名は、付表1の「学科の一覧表」の「学科」に基づいて記入すること。
- 5 出願の理由は、できるだけ具体的に、詳細に記述すること。
- 6 添付書類は、例えば、保護者の勤務先の転勤見込証明書のような一家転住等を証明できる書類、又は住民票等の新潟県内の居住地を証明する書類等とし、1部を申請書に添付すること。(添付書類が数種類あってもよい。)  
 なお、期日までに書類を用意できない場合は、その事情について副申書(中学校長名で作成。様式自由)を添付すること。
- 7 「新潟県内の居住予定地」は、令和5年4月以降において、受検者及び保護者が居住する見込みの市町村名を書くこと。
- 8 やむを得ない理由により、志願者が保護者とともに県内で居住する予定のない場合、「身元引受人依頼・承諾書」(様式13)を添付すること。

**記載例**

※ 新潟市立高等学校に出願する場合は、「新潟県」を「新潟市」とすること。

**新潟県立高等学校出願申請書**

	<p>2部とも志願者の上半身脱帽写真(たて4cm×よこ3cm 令和4年12月以降撮影のもの)を貼付する。</p>	<p>出願申請書 令和〇年〇月〇日</p> <p>作成した日を記入する。</p>
<p>新潟県教育委員会教育長 様</p>		
<p>保護者氏名 新潟 〇〇</p>		
<p>下記の理由により、新潟県立高等学校に出願したいので、承認を申請いたします。</p>		
志願者	<p>〒〇〇〇-〇〇〇〇 新潟市〇〇区〇〇 〇〇丁目〇〇番地〇〇</p>	<p>にいがた たろう 新潟 太郎 平成〇年〇月〇日生</p>
保護者	同上	<p>志願者の住所と、保護者の住所が違う場合に記入する。同じ場合は、「同上」と記入する。</p> <p>出願する学科名は、付表1の「学科の一覧表」の「学科」に基づいて記入する。</p>
出願予定校	<p>県立〇〇高等学校 <u>全日制</u> 定時制 (〇〇 分校)</p>	<p>志望学科 〇〇〇</p>
<p>出願の理由 一家転住により、新潟市に居住するため。</p>		
添付書類名	<p>転勤見込証明書</p> <p>保護者の勤務先の転勤見込証明書のような一家転住等を証明できる書類、又は住民票等の新潟県内の居住地を証明する書類を記入する。</p>	
新潟県内の居住予定地	<p>新潟市</p> <p>令和5年4月以降において、受検者及び保護者が居住する見込みの市町村名を記入する。</p>	
<p>事情は上記のとおり相違なく、この者は本県公立高等学校を受検しません。 令和△年△月△日</p>		
<p>中学校長名を記入する。 〇〇立 〇〇 中学校長 氏名 〇〇〇 〇〇</p>		
<p>新潟県立高等学校に出願することを</p> <p>〔承認いたします。〕 〔承認いたしません。〕</p> <p>この欄は新潟県教育委員会（新潟市立高等学校の場合は新潟市教育委員会）で記入する。</p>		
<p>令和 年 月 日</p> <p>新潟県教育委員会教育長 <span style="float: right;">印</span></p>		



様式 6

## 入学者選抜における特別措置実施申請書

(A4判 縦長)

### 入学者選抜における特別措置実施申請書

令和 年 月 日

\_\_\_\_\_ 高等学校長 様 \_\_\_\_\_ 中学校長 氏名 \_\_\_\_\_

下記により、入学者選抜における特別措置の実施を申請いたします。

記

- 1 志願者氏名 \_\_\_\_\_ 性別 ( )
- 2 出願する選抜
 

特色化選抜	一般選抜 (本検査)	一般選抜 (追検査)	一般選抜 (特別追検査)
欠員補充のための2次募集	海外帰国生徒等特別選抜 (本検査)	海外帰国生徒等特別選抜 (特別追検査)	
海外帰国生徒等特別選抜 (追検査)	海外帰国生徒等特別選抜 (特別追検査)	海外帰国生徒等特別選抜 (特別追検査)	
海外帰国生徒等特別選抜 (欠員補充のための2次募集)	通信制課程の入学者選抜		
- 3 特別措置を必要とする理由
- 4 実施を希望する特別措置の内容
- 5 添付書類名

備考

---

入学者選抜における特別措置を ( 承認いたします。 )  
 実施する特別措置の内容 ( 承認いたしません。 )

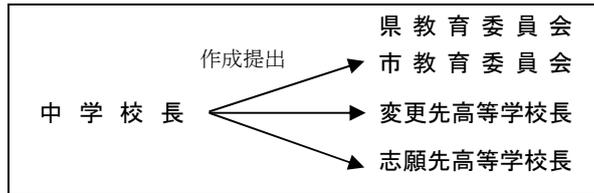
備考

令和 年 月 日

高等学校長 氏名

### ◎作成及び取扱上の注意

- 1 申請書は2部提出すること。
- 2 申請の際は、病気や障害の状況等を客観的に証明できる書類 (医師の診断書、障害者手帳の写しなど) を添付すること。
- 3 出願する選抜は、「特色化選抜」、「一般選抜 (本検査)」、「一般選抜 (追検査)」、「一般選抜 (特別追検査)」、「欠員補充のための2次募集」、「海外帰国生徒等特別選抜 (本検査)」、「海外帰国生徒等特別選抜 (追検査)」、「海外帰国生徒等特別選抜 (特別追検査)」、「海外帰国生徒等特別選抜 (特別追検査)」、「海外帰国生徒等特別選抜 (欠員補充のための2次募集)」、「通信制課程の入学者選抜」のうちいずれかを○で囲むこと。  
 なお、本検査において特別措置申請を行っている場合は、改めて追検査及び特別追検査において特別措置申請を出す必要はない。
- 4 実施を希望する特別措置の内容は箇条書きで記入すること。
- 5 特色化選抜においては令和5年2月7日 (火) 午前11時までに、一般選抜 (本検査) においては令和5年3月1日 (水) 午前11時までに、一般選抜 (追検査) においては令和5年3月10日 (金) 午後4時までに、一般選抜 (特別追検査) においては令和5年3月15日 (水) 午後4時までに、欠員補充のための2次募集においては令和5年3月22日 (水) 正午までに、通信制課程の入学者選抜においては令和5年4月4日 (火) 午後4時までに、海外帰国生徒等特別選抜においては、一般選抜及び欠員補充のための2次募集とそれぞれ同一の期日までに、志願先高等学校長に申請すること。
- 6 申請のあった高等学校長は、直ちに高等学校教育課長 (新潟市立高等学校長は新潟市教育委員会学校支援課長) に報告し、協議すること。



様式 7

## 佐渡航路欠航による受検会場変更届

(A4判 縦長)

受 検 会 場 変 更 届			
令和    年    月    日			
新潟県教育委員会教育長 様			
新潟県立〇〇高等学校長 様			
志願先高等学校長 様			
_____ 中学校長 氏名 _____			
下記の者は、佐渡航路欠航の場合、志願先高等学校で受検できないので、その際は、〇〇高等学校で受検します。			
氏 名	志 願 先 高 等 学 校		
	学 校 名	学 科 名	受 検 番 号

### ◎作成及び取扱上の注意

- 1 新潟市立高等学校に出願する場合は、「新潟県教育委員会教育長」を「新潟市教育委員会教育長」とすること。
- 2 「〇〇高等学校」の〇〇には、「新潟」、「長岡」、「高田」又は「佐渡」のいずれかを記入する。
- 3 この届は3部作成し、一般選抜においては、令和5年3月1日(水)から3月3日(金)正午まで、欠員補充のための2次募集においては、土曜日、日曜、休日を除く令和5年3月17日(金)から3月22日(水)正午までの間に、新潟県教育委員会教育長提出分は新潟県教育庁高等学校教育課長(新潟市教育委員会教育長提出分は新潟市教育委員会学校支援課長)あて、変更先高等学校長あて、及び志願先高等学校長あてにそれぞれ提出すること。

なお、一般選抜の追検査及び特別追検査については、改めてこの届を出す必要はない。

様式 8

## 一般選抜（本検査）における欠席理由書及び追検査希望願

（A4判 縦長）

	令和 年 月 日																		
_____ 高等学校長 様																			
_____ 中学校長 氏名 _____																			
<h3>一般選抜（本検査）における欠席理由書及び追検査希望願</h3>																			
<p>下記の者は、次の理由により一般選抜（本検査）を欠席しましたので、欠席理由書を提出し、追検査の受検を希望します。</p>																			
欠席した 検 査	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">学力検査</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">学校独自検査</td> <td style="width: 34%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 程</td> <td style="text-align: center;">全日制 定時制</td> <td style="text-align: center;">（ 分校）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">志望学科</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受検番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">欠席理由</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	学力検査	学校独自検査		課 程	全日制 定時制	（ 分校）	志望学科			受検番号			氏 名			欠席理由		
学力検査	学校独自検査																		
課 程	全日制 定時制	（ 分校）																	
志望学科																			
受検番号																			
氏 名																			
欠席理由																			

◎作成及び取扱上の注意

- 1 欠席した検査は、「学力検査」，「学校独自検査」のうちいずれか一つまたは両方を○で囲むこと。
- 2 医師の診断書等，理由を証明する書類を添付すること。なお，理由を証明できる書類等が添付できない場合には，欠席の理由等を記入した副申書(様式自由)を添付すること。
- 3 志望学科は第1志望学科を記入すること。
- 4 一般選抜（本検査）の欠席理由書及び追検査希望願については，令和5年3月10日(金)午後4時まで  
に，高等学校長に提出すること。
- 5 海外帰国生徒等特別選抜（追検査）に係る受検手続においても，本様式を使用すること。その場合，  
「一般選抜」を「海外帰国生徒等特別選抜」と読み替える。

様式 8-②

## 学校独自検査（追検査）における欠席理由書

（A4判 縦長）

	令和 年 月 日
_____ 高等学校長 様	
_____ 中学校長 氏名 _____	
<h3 style="margin: 10px 0;">学校独自検査（追検査）における欠席理由書</h3> <p style="margin: 10px 0;">下記の者は、次の理由により学校独自検査（追検査）を欠席しましたので、欠席理由書を提出します。</p>	
課 程	全日制 定時制 ( 分校)
志望学科	
受検番号	
氏 名	
欠席理由	

◎作成及び取扱上の注意

- 1 病気又は負傷等による欠席の場合は、別途診断書等を添付すること。
- 2 志望学科は第1志望学科を記入すること。
- 3 学校独自検査の追検査においては、令和5年3月15日(水)午後4時までに高等学校長に提出すること。

様式 9

一般選抜（本検査及び追検査）における欠席理由書及び特別追検査受検願  
 （A4判 縦長）

令和 年 月 日

\_\_\_\_\_ 高等学校長 様

\_\_\_\_\_ 中学校長 氏名 \_\_\_\_\_

一般選抜（本検査及び追検査）における欠席理由書及び特別追検査受検願

下記の者は、次の理由により一般選抜（本検査及び追検査）を欠席しましたので、欠席理由書を提出し、特別追検査の受検を希望します。

課 程	全日制	定時制	（ 分校）
志望学科			
受検番号			
氏 名			
欠席理由			

◎作成及び取扱上の注意

- 1 医師の診断書等、理由を証明する書類を添付すること。なお、理由を証明できる書類等が添付できない場合には、欠席の理由等を記入した副申書(様式自由)を添付すること。
- 2 志望学科は第1志望学科を記入すること。
- 3 令和5年3月15日(水)午後4時まで、志願先高等学校長に提出すること。
- 4 海外帰国生徒等特別選抜（特別追検査）に係る受検手続においても、本様式を使用すること。その場合、「一般選抜」を「海外帰国生徒等特別選抜」と読み替える。

様式 10

## 特別追検査の追加募集出願資格証明書

(A4判 縦長)

<h3 style="margin: 0;">特別追検査の追加募集出願資格証明書</h3>	
令和      年      月      日	
_____	高等学校長 様
_____ 中学校長 氏名 _____	
下記の者は、特別追検査の追加募集の出願資格を有しています。	
記	
志願者氏名 _____	
平成      年      月      日生	

◎ 作成及び取扱上の注意

特別追検査の追加募集に出願することができる者は、次の1, 2のいずれの条件も満たし、中学校長により、出願資格があることを認められた者とする。

- 1 特別追検査を受検して不合格であった者、又は特別追検査の受検対象となったが、新型コロナウイルス感染症に罹患している、又は罹患しているおそれがあることから、特別追検査を受検できなかった者
- 2 いずれの公立高等学校及び私立高等学校にも合格していない者

## 欠員補充のための2次募集出願資格証明書

(A4判 縦長)

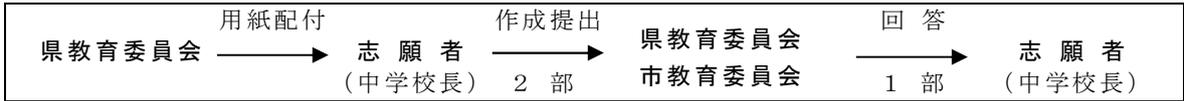
<h3 style="margin: 0;">欠員補充のための2次募集出願資格証明書</h3>	
	令和 年 月 日
_____ 高等学校長 様	
	_____ 中学校長 氏名 _____
下記の者は、欠員補充のための2次募集の出願資格を有しています。	
記	
志願者氏名 _____	
	平成 年 月 日生

### ◎ 作成及び取扱上の注意

欠員補充のための2次募集に出願することができる者は、次の1、2の条件を満たし、中学校長により、出願資格があることを認められた者とする。

- 1 高等学校等に在籍していない者で、次の(1)～(4)のいずれかに該当する者
  - (1) 令和5年3月に中学校、義務教育学校又はこれに準ずる学校を卒業する見込みの者
  - (2) 令和5年3月に中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
  - (3) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者（中等教育学校の前期課程を修了した者を含む。）
  - (4) 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者
- 2 本年度の入学者選抜において、いずれの高等学校等にも合格していない者  
(注) 高等学校等への入学を辞退した者は、「いずれの高等学校等にも合格していない者」に該当しないため、欠員補充のための2次募集に出願することはできない。

ただし、上記1を満たし、「公立高等学校に併せて出願することができる県内私立高等学校の入学者選抜」に合格している者については、欠員補充のための2次募集に出願することができる。出願の際は、上記同様、中学校長による出願資格の証明を要する。



様式 12

## 海外帰国生徒等特別選抜出願申請書

(A4判 縦長)

写 真  
(4 cm×3 cm)

海外帰国生徒等特別選抜出願申請書

令和 年 月 日

新潟県教育委員会教育長 様

保護者氏名 \_\_\_\_\_

志願者の海外在住状況等は次のとおりですので、新潟県立高等学校入学者選抜「海外帰国生徒等特別選抜」への出願について、承認を申請します。

- 1 志願者<sup>ふりがな</sup>氏名・生年月日 \_\_\_\_\_ ( 年 月 日生)
- 2 志願者現住所 \_\_\_\_\_
- 3 保護者現住所 \_\_\_\_\_
- 4 海外在住地名(国名) \_\_\_\_\_
- 5 出国年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日
- 6 帰国(入国)年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日
- 7 海外在住期間 \_\_\_\_\_ 年 か月
- 8 出国前、海外在住中及び帰国(入国)後の教育歴(義務教育に相当する期間)

学校名	所在地(国名・都市名)	期 間
		年 月～ 年 月

備考 \_\_\_\_\_

9 出願予定校

出願 予定校	高等学校 _____ ( _____ 分校)	全日制 ( 定時制	志望 学科	
-----------	------------------------	-----------------	----------	--

上記の状況に相違ないことを認めます。

令和 年 月 日 \_\_\_\_\_ 中学校長 氏名 \_\_\_\_\_

海外帰国生徒等特別選抜出願について (承認いたします。)

\_\_\_\_\_ (承認いたしません。)

令和 年 月 日 \_\_\_\_\_

新潟県教育委員会教育長 印

◎作成及び取扱上の注意

- 1 新潟市立高等学校に出願する場合は、「新潟県」を「新潟市」とすること。
- 2 申請書は2部作成し、返信用切手を貼った封筒を添えて提出すること。2部とも志願者の上半身脱帽写真(たて4 cm×よこ3 cm 令和4年12月以降撮影のもの)を貼付すること。
- 3 入学時まで保護者が海外に居住する予定の場合、「身元引受人依頼・承諾書(海外帰国生徒等特別選抜用)」(様式13-②)を添付すること。
- 4 在学(出身)中学校長(在外教育施設の長)の証明が得られない場合は、出国及び帰国(入国)年月日を証明することのできる書類(パスポートの写し等)を添付することで、証明に代えることができる。
- 5 出国年月日は該当者のみ記入すること。

記載例

※ 新潟市立高等学校に出願する場合は、「新潟県」を「新潟市」とすること。

## 海外帰国生徒等特別選拔出願申請書



志願者の上半身脱帽写真(たて4cm×よこ3cm 令和4年12月以降撮影のもの)を貼付する。

等特別選拔出願申請書

作成した日付を記入する。

令和〇年〇月〇日

新潟県教育委員会教育長 様

保護者氏名 〇〇 〇〇

志願者の海外在住状況等は次のとおりですので、新潟県立高等学校入学者選抜「海外帰国生徒等特別選抜」への出願について、承認を申請します。

- 志願者氏名・生年月日 新 潟 花 子 (〇〇年〇月〇日生)
- 志願者現住所 〇〇〇 〇〇〇市 〇〇〇
- 保護者現住所 長岡市〇〇町〇〇 〇〇丁目〇〇番地〇〇
- 海外在住地名(国名) 〇〇〇〇
- 出国年月日 〇〇年〇月〇日
- 帰国(入国)年月日 ××年×月×日
- 海外在住期間 〇年〇か月
- 出国前、海外在住中及び帰国(入国)後の教育歴(義務教育に)

学校名	所在地(国名・都市名)	期 間
長岡市立〇〇小学校	日本・長岡市	〇〇年4月～△△年3月
〇〇日本人学校	〇〇〇〇・〇〇〇市	△△年4月～××年3月
		年 月～ 年 月

9 出願予定校

出願予定校	県立〇〇 高等学校	全日制 ( 〇〇 分校)	定時制	志望学科	〇〇〇
-------	-----------	--------------	-----	------	-----

上記の状況に相違ないことを認めます。

令和 年 月 日 中学校長 氏名

海外帰国生徒等特別選拔出願について

( 承認いたします。 )

( 承認いたしません。 )

令和 年 月 日

新潟県教育委員会教育長 印

県教育委員会  
市教育委員会

用紙配付

志願者  
(中学校長)

作成提出

1部

県教育委員会  
市教育委員会

様式 13

## 身元引受人依頼・承諾書

(A4判 縦長)

令和 年 月 日

新潟県教育委員会教育長 様

保護者

住 所 〒 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

志願者

氏 名 \_\_\_\_\_

上記志願者が新潟県立高等学校を志願するに当たり、下記の者に身元引受人を依頼します。

記

身元引受人<sup>ふりがな</sup>氏名 \_\_\_\_\_

志願者との関係 ( \_\_\_\_\_ )

上記の志願者が新潟県立高等学校を志願するに当たり、責任を持って身元引受人になることを承諾します。なお、志願者が新潟県立高等学校へ進学した場合は、引き続き身元引受人になることをあわせて承諾します。

令和 年 月 日

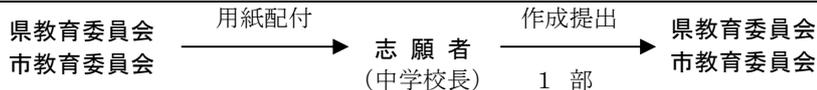
身元引受人

住 所 〒 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

※ 新潟市立高等学校に出願する場合は、「新潟県」を「新潟市」とすること。



様式 13-②

海外帰国生徒等特別選抜用

## 身元引受人依頼・承諾書

(A4判 縦長)

令和 年 月 日

新潟県教育委員会教育長 様

保護者

住 所 〒 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

志願者

氏 名 \_\_\_\_\_

上記志願者が新潟県立高等学校を志願するに当たり、保護者が帰国するまでの間、  
下記の者に身元引受人を依頼します。

記

身元引受人<sup>ふりがな</sup>氏名 \_\_\_\_\_

志願者との関係 ( \_\_\_\_\_ )

上記の志願者が新潟県立高等学校を志願するに当たり、保護者が帰国するまでの間、  
責任をもって身元引受人になることを承諾します。

令和 年 月 日

身元引受人

住 所 〒 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

※ 新潟市立高等学校に出願する場合は、「新潟県」を「新潟市」とすること。



様式 14

## 通信制の課程の入学願書

※

(A4判 縦長)

<h3 style="margin: 0;">入学願書 (通信制の課程)</h3>			
令和 年 月 日			
新潟県立 _____ 高等学校長 様			
志願者氏名 _____			
保護者氏名 _____			
貴校通信制課程への入学を志願いたします。			
(ふりがな) 氏 名	昭和・平成 年 月 日生	年 齢	満 歳 (R5.4.1現在)
現 住 所	〒 _____ ( _____ 方)	電 話	市外局番 ( _____ ) - _____
保護者現住所	〒 _____		
出身中学校	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 卒業 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 中学校 卒業見込 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 卒業見込		
勤 務 先	名 称	電 話	市外局番 ( _____ ) - _____
	所 在 地	電 話	( _____ ) - _____

のりしろ	のりしろ	のりしろ
------	------	------

令和4年12月以降撮影の顔写真3枚  
(たて4cm×よこ3cm)の裏面に、氏名を  
書き、一部分にのりをつけ貼る。

◎作成上の注意

- 1 保護者氏名の欄と保護者現住所の欄は、志願者が満18歳以上の場合は記入を要しない。
- 2 電話の欄は、日中、必ず連絡がとれる番号を記入する。
- 3 勤務先の欄は、志願者が新潟県に近接する県に住所を有し、新潟県内に勤務地がある場合のみ記入すること。
- 4 ※印の欄は高等学校で記入する。



# 付 表

- 1 学科の一覧表
- 2 新潟県公立高等学校所在地一覧



- (注1) 県立新発田南高等学校の機械工学科，建築工学科，土木工学科及び電子情報工学科については，小学科単位での募集は行わず，小学科を一括して，工業科として募集を行う。
- (注2) 県立新発田農業高等学校の生物資源科，食品科学科及び環境科学科については，小学科単位での募集は行わず，小学科を一括して，農業科として募集を行う。
- (注3) 県立新潟県央工業高等学校の機械加工科，電子機械科，情報電子科及び建設工学科については，小学科単位での募集は行わず，小学科を一括して，工業科として募集を行う。
- (注4) 県立加茂農林高等学校の生産技術科，環境緑地科，食品技術科及び生物工学科については，小学科単位での募集は行わず，小学科を一括して，農業科として募集を行う。
- (注5) 県立長岡農業高等学校の生産技術科，食品科学科及び生活環境科については，小学科単位での募集は行わず，小学科を一括して，農業科として募集を行う。
- (注6) 県立長岡工業高等学校の機械工学科，電気電子工学科，物質工学科及び産業デザイン科については，小学科単位での募集は行わず，小学科を一括して，工業科として募集を行う。
- (注7) 県立柏崎工業高等学校の機械創造科，電気技術科及び環境化学科については，小学科単位での募集は行わず，小学科を一括して，工業科として募集を行う。
- (注8) 県立国際情報高等学校の国際文化科，情報科学科については，小学科単位での募集は行わず，専門系として募集を行う。
- (注9) 県立高田農業高等学校の生物資源科，食品科学科及び農業土木科については，小学科単位での募集は行わず，小学科を一括して，農業科として募集を行う。
- (注10) 県立上越総合技術高等学校の機械創造工学科，電気情報科，建築環境科及び土木防災科については，小学科単位での募集は行わず，小学科を一括して，工業科として募集を行う。
- (注11) 県立海洋高等学校の水産資源科及び海洋開発科については，小学科単位での募集は行わず，水産科として募集を行う。

(付表2)

## 新潟県公立高等学校所在地一覧

新潟県立高等学校

※令和5年度入学生の募集を行う高等学校

番	高等学校名	郵便番号	所在地	電話番号(代表)	URL
1	村上高等学校	958-0854	村上市田端町7-12	0254-53-2109	<a href="http://www.murakami-h.nein.ed.jp/">http://www.murakami-h.nein.ed.jp/</a>
2	村上桜ヶ丘高等学校	958-0856	村上市飯野桜ヶ丘10番25号	0254-52-5201	<a href="http://www.sakuragaoka-h.nein.ed.jp/">http://www.sakuragaoka-h.nein.ed.jp/</a>
3	荒川高等学校	959-3194	村上市坂町2616番地4	0254-62-2503	<a href="http://www.arakawa-h.nein.ed.jp/">http://www.arakawa-h.nein.ed.jp/</a>
4	中条高等学校	959-2643	胎内市東本町19番1号	0254-43-2047	<a href="http://www.nakajo-h.nein.ed.jp/">http://www.nakajo-h.nein.ed.jp/</a>
5	新発田高等学校	957-8555	新発田市豊町3丁目7番6号	0254-22-2008	<a href="http://www.shibata-h.nein.ed.jp/">http://www.shibata-h.nein.ed.jp/</a>
6	西新発田高等学校	957-8522	新発田市西園町3丁目1番2号	0254-22-2009	<a href="http://www.nishibata-h.nein.ed.jp/">http://www.nishibata-h.nein.ed.jp/</a>
7	新発田南高等学校	957-8567	新発田市大栄町3丁目6番6号	0254-22-2178	<a href="http://www.shibatami-h.nein.ed.jp/">http://www.shibatami-h.nein.ed.jp/</a>
8	新発田農業高等学校	957-8502	新発田市大栄町6丁目4番23号	0254-22-2303	<a href="http://www.shibatan-h.nein.ed.jp/">http://www.shibatan-h.nein.ed.jp/</a>
9	新発田商業高等学校	957-8558	新発田市板敷521番地1	0254-26-1388	<a href="http://www.shibatas-h.nein.ed.jp/">http://www.shibatas-h.nein.ed.jp/</a>
10	阿賀野高等学校	959-2032	阿賀野市学校町3番9号	0250-62-2049	<a href="http://www.agano-h.nein.ed.jp/">http://www.agano-h.nein.ed.jp/</a>
11	豊栄高等学校	950-3343	新潟市北区上土地亀大曲761	025-387-2761	<a href="http://www.toyosaka-h.nein.ed.jp/">http://www.toyosaka-h.nein.ed.jp/</a>
12	新潟高等学校	951-8127	新潟市中央区関屋下川原町2丁目635番地	025-266-2131	<a href="http://www.niigata-h.nein.ed.jp/">http://www.niigata-h.nein.ed.jp/</a>
13	新潟中央高等学校	951-8126	新潟市中央区学校町通2番町5317番地の1	025-229-2191	<a href="http://www.niigatachuo-h.nein.ed.jp/">http://www.niigatachuo-h.nein.ed.jp/</a>
14	新潟南高等学校	950-0994	新潟市中央区上所1丁目3番1号	025-247-3331	<a href="http://www.niigatami-h.nein.ed.jp/">http://www.niigatami-h.nein.ed.jp/</a>
15	新潟江南高等学校	950-0948	新潟市中央区女池南3丁目6番1号	025-283-0326	<a href="http://www.niigatakonan-h.nein.ed.jp/">http://www.niigatakonan-h.nein.ed.jp/</a>
16	新潟西高等学校	950-2157	新潟市西区内野西が丘3丁目24番1号	025-262-1561	<a href="http://www.niigatani-h.nein.ed.jp/">http://www.niigatani-h.nein.ed.jp/</a>
17	新潟東高等学校	950-8639	新潟市東区小金町2丁目6番1号	025-271-7055	<a href="http://www.niigatahi-h.nein.ed.jp/">http://www.niigatahi-h.nein.ed.jp/</a>
18	新潟北高等学校	950-0804	新潟市東区本所847番地の1	025-271-1281	<a href="http://www.niigataki-h.nein.ed.jp/">http://www.niigataki-h.nein.ed.jp/</a>
19	新潟工業高等学校	950-2024	新潟市西区小新西1丁目5番1号	025-266-1101	<a href="http://www.niigatak-h.nein.ed.jp/">http://www.niigatak-h.nein.ed.jp/</a>
20	新潟商業高等学校	951-8131	新潟市中央区白山浦2丁目68番地2	025-266-0101	<a href="http://www.niigatas-h.nein.ed.jp/">http://www.niigatas-h.nein.ed.jp/</a>
21	新潟向陽高等学校	950-0121	新潟市江南区亀田向陽4丁目3-1	025-382-3221	<a href="http://www.niigatakoyo-h.nein.ed.jp/">http://www.niigatakoyo-h.nein.ed.jp/</a>
22	巻高等学校	953-0044	新潟市西蒲区巻乙30-1	0256-72-2351	<a href="http://www.maki-h.nein.ed.jp/">http://www.maki-h.nein.ed.jp/</a>
23	巻総合高等学校	953-0041	新潟市西蒲区巻甲4295の1	0256-72-3261	<a href="http://www.makisou-h.nein.ed.jp/">http://www.makisou-h.nein.ed.jp/</a>
24	新津高等学校	956-0832	新潟市秋葉区秋葉1丁目19番1号	0250-22-1920	<a href="http://www.niitsu-h.nein.ed.jp/">http://www.niitsu-h.nein.ed.jp/</a>
25	新津工業高等学校	956-0816	新潟市秋葉区新津東町1丁目12番9号	0250-22-3441	<a href="http://www.niitsuk-h.nein.ed.jp/">http://www.niitsuk-h.nein.ed.jp/</a>
26	新津南高等学校	956-0113	新潟市秋葉区矢代田3200-1	0250-38-2912	<a href="http://www.niitsumi-h.nein.ed.jp/">http://www.niitsumi-h.nein.ed.jp/</a>
27	新潟翠江高等学校	950-1112	新潟市西区金巻1657番地	025-377-2175	<a href="http://www.niigatasuikou-h.nein.ed.jp/">http://www.niigatasuikou-h.nein.ed.jp/</a>
28	白根高等学校	950-1214	新潟市南区上下諏訪木1214	025-372-2185	<a href="http://www.shirone-h.nein.ed.jp/">http://www.shirone-h.nein.ed.jp/</a>
29	五泉高等学校	959-1861	五泉市栗島1番23号	0250-43-3314	<a href="http://www.gosen-h.nein.ed.jp/">http://www.gosen-h.nein.ed.jp/</a>
30	村松高等学校	959-1704	五泉市村松甲5545	0250-58-6003	<a href="http://www.muramatsu-h.nein.ed.jp/">http://www.muramatsu-h.nein.ed.jp/</a>
31	阿賀黎明高等学校	959-4402	東蒲原郡阿賀町津川361-1	0254-92-2650	<a href="http://www.agareimei-jh.nein.ed.jp/">http://www.agareimei-jh.nein.ed.jp/</a>
32	三条高等学校	955-0803	三条市月岡1丁目2番1号	0256-35-5500	<a href="http://www.sanjou-h.nein.ed.jp/">http://www.sanjou-h.nein.ed.jp/</a>
33	三条東高等学校	955-0053	三条市北入蔵2-9-36	0256-38-6461	<a href="http://www.sanjouhi-h.nein.ed.jp/">http://www.sanjouhi-h.nein.ed.jp/</a>
34	新潟県央工業高等学校	955-0823	三条市東本成寺13番1号	0256-32-5251	<a href="http://www.niigatakenohk-h.nein.ed.jp/">http://www.niigatakenohk-h.nein.ed.jp/</a>
35	三条商業高等学校	955-0044	三条市田島2丁目24番8号	0256-33-2631	<a href="http://www.sanjous-h.nein.ed.jp/">http://www.sanjous-h.nein.ed.jp/</a>
36	吉田高等学校	959-0265	燕市吉田東町16番1号	0256-93-3225	<a href="http://www.yoshida-h.nein.ed.jp/">http://www.yoshida-h.nein.ed.jp/</a>
37	分水高等学校	959-0113	燕市笈ヶ島104番地の4	0256-98-2191	<a href="http://www.bunsui-h.nein.ed.jp/">http://www.bunsui-h.nein.ed.jp/</a>
38	加茂高等学校	959-1313	加茂市幸町1丁目17番13号	0256-52-2030	<a href="http://www.kamo-h.nein.ed.jp/">http://www.kamo-h.nein.ed.jp/</a>
39	加茂農林高等学校	959-1325	加茂市神明町2丁目15番5号	0256-52-3115	<a href="http://www.kamonorin-h.nein.ed.jp/">http://www.kamonorin-h.nein.ed.jp/</a>
40	長岡高等学校	940-0041	長岡市学校町3丁目14番1号	0258-32-0072	<a href="http://www.nagaoka-h.nein.ed.jp/">http://www.nagaoka-h.nein.ed.jp/</a>
41	長岡大手高等学校	940-0857	長岡市沖田2丁目357番地	0258-32-0096	<a href="http://www.nagaokahte-h.nein.ed.jp/">http://www.nagaokahte-h.nein.ed.jp/</a>
42	長岡向陵高等学校	940-2184	長岡市喜多町字川原1030番地1	0258-29-1300	<a href="http://www.nagaokakoryo-h.nein.ed.jp/">http://www.nagaokakoryo-h.nein.ed.jp/</a>
43	長岡明德高等学校	940-0093	長岡市水道町3丁目5番1号	0258-33-5821	<a href="http://www.nagaokameitoku-h.nein.ed.jp/">http://www.nagaokameitoku-h.nein.ed.jp/</a>
44	長岡農業高等学校	940-1198	長岡市曲新町3丁目13番1号	0258-37-2266	<a href="http://www.nagaokan-h.nein.ed.jp/">http://www.nagaokan-h.nein.ed.jp/</a>
45	長岡工業高等学校	940-0084	長岡市幸町2丁目7番70号	0258-35-1976	<a href="http://www.nagaokak-h.nein.ed.jp/">http://www.nagaokak-h.nein.ed.jp/</a>

番	高等学校名	郵便番号	所在地	電話番号(代表)	URL
46	長岡商業高等学校	940-0817	長岡市西片貝町字大木1726	0258-35-1502	<a href="http://www.nagaokas-h.nein.ed.jp/">http://www.nagaokas-h.nein.ed.jp/</a>
47	正徳館高等学校	940-2401	長岡市与板町東与板173番地	0258-72-3121	<a href="http://www.shotokukan-h.nein.ed.jp/">http://www.shotokukan-h.nein.ed.jp/</a>
48	栃尾高等学校	940-0293	長岡市金沢1丁目2番1号	0258-52-4155	<a href="http://www.tochio-h.nein.ed.jp/">http://www.tochio-h.nein.ed.jp/</a>
49	見附高等学校	954-0051	見附市本所1丁目20番6号	0258-62-0080	<a href="http://www.mitsuke-h.nein.ed.jp/">http://www.mitsuke-h.nein.ed.jp/</a>
50	出雲崎高等学校	949-4352	三島郡出雲崎町大字大門71番地	0258-78-3125	<a href="http://www.izumozaki-h.nein.ed.jp/">http://www.izumozaki-h.nein.ed.jp/</a>
51	柏崎高等学校	945-0065	柏崎市学校町4番1号	0257-22-4195	<a href="http://www.kashiwazaki-h.nein.ed.jp/">http://www.kashiwazaki-h.nein.ed.jp/</a>
52	柏崎常盤高等学校	945-0047	柏崎市比角1丁目5番57号	0257-23-6205	<a href="http://www.kashiwazakitokiwa-h.nein.ed.jp/">http://www.kashiwazakitokiwa-h.nein.ed.jp/</a>
53	柏崎総合高等学校	945-0826	柏崎市元城町1番1号	0257-22-5288	<a href="http://www.kashiwazakisou-h.nein.ed.jp/">http://www.kashiwazakisou-h.nein.ed.jp/</a>
54	柏崎工業高等学校	945-0061	柏崎市栄町5番16号	0257-22-5178	<a href="http://www.kashiwazakih-h.nein.ed.jp/">http://www.kashiwazakih-h.nein.ed.jp/</a>
55	小千谷高等学校	947-0005	小千谷市旭町7番1号	0258-83-2262	<a href="http://www.ojiya-h.nein.ed.jp/">http://www.ojiya-h.nein.ed.jp/</a>
56	小千谷西高等学校	947-0028	小千谷市城内3丁目3番11号	0258-82-4335	<a href="http://www.ojiyani-h.nein.ed.jp/">http://www.ojiyani-h.nein.ed.jp/</a>
57	堀之内高等学校	949-7413	魚沼市堀之内3720	025-794-3317	<a href="http://www.horinouchi-h.nein.ed.jp/">http://www.horinouchi-h.nein.ed.jp/</a>
58	小出高等学校	946-0043	魚沼市青島810番地4	025-792-0220	<a href="http://www.koide-h.nein.ed.jp/">http://www.koide-h.nein.ed.jp/</a>
59	国際情報高等学校	949-7302	南魚沼市浦佐5664番地1	025-777-5355	<a href="http://www.kokusajouhou-h.nein.ed.jp/">http://www.kokusajouhou-h.nein.ed.jp/</a>
60	六日町高等学校	949-6681	南魚沼市余川1380-2	025-772-3224	<a href="http://www.muikamachi-h.nein.ed.jp/">http://www.muikamachi-h.nein.ed.jp/</a>
61	八海高等学校	949-6681	南魚沼市余川1276	025-772-3281	<a href="http://www.hakkai-h.nein.ed.jp/">http://www.hakkai-h.nein.ed.jp/</a>
62	塩沢商工高等学校	949-6433	南魚沼市泉盛寺701番地1	025-782-1111	<a href="http://www.shiozawasyoko-h.nein.ed.jp/">http://www.shiozawasyoko-h.nein.ed.jp/</a>
63	十日町高等学校	948-0083	十日町市本町西1丁目203	025-752-3575	<a href="http://www.tookamachi-h.nein.ed.jp/">http://www.tookamachi-h.nein.ed.jp/</a>
64	十日町総合高等学校	948-0055	十日町市高山4丁目461番地	025-752-3186	<a href="http://www.tookamachisou-h.nein.ed.jp/">http://www.tookamachisou-h.nein.ed.jp/</a>
65	松代高等学校	942-1526	十日町市松代4003-1	025-597-2064	<a href="http://www.matsudai-h.nein.ed.jp/">http://www.matsudai-h.nein.ed.jp/</a>
66	高田高等学校	943-8515	上越市南城町3丁目5番5号	025-526-2325	<a href="http://www.takada-h.nein.ed.jp/">http://www.takada-h.nein.ed.jp/</a>
67	高田北城高等学校	943-8525	上越市北城町2-8-1	025-522-1164	<a href="http://www.takadaktsh-h.nein.ed.jp/">http://www.takadaktsh-h.nein.ed.jp/</a>
68	高田南城高等学校	943-0837	上越市南城町3丁目3-8	025-523-7672	<a href="http://www.takadammsr-h.nein.ed.jp/">http://www.takadammsr-h.nein.ed.jp/</a>
69	高田農業高等学校	943-0836	上越市東城町1丁目4-41	025-524-2260	<a href="http://www.takadan-h.nein.ed.jp/">http://www.takadan-h.nein.ed.jp/</a>
70	上越総合技術高等学校	943-8503	上越市本城町3-1	025-525-1160	<a href="http://www.jouetsusougi-h.nein.ed.jp/">http://www.jouetsusougi-h.nein.ed.jp/</a>
71	高田商業高等学校	943-8550	上越市大字中田原90番地1	025-523-2271	<a href="http://www.takadas-h.nein.ed.jp/">http://www.takadas-h.nein.ed.jp/</a>
72	久比岐高等学校	949-3216	上越市柿崎区柿崎7075番地	025-536-2379	<a href="http://www.kubiki-h.nein.ed.jp/">http://www.kubiki-h.nein.ed.jp/</a>
73	有恒高等学校	944-0131	上越市板倉区針583番地の3	0255-78-2003	<a href="http://www.yuukou-h.nein.ed.jp/">http://www.yuukou-h.nein.ed.jp/</a>
74	新井高等学校	944-0031	妙高市田町1丁目10番1号	0255-72-4151	<a href="http://www.arai-h.nein.ed.jp/">http://www.arai-h.nein.ed.jp/</a>
75	糸魚川高等学校	941-0047	糸魚川市大字能生248-2	025-552-0004	<a href="http://www.itoigawa-h.nein.ed.jp/">http://www.itoigawa-h.nein.ed.jp/</a>
76	糸魚川白嶺高等学校	941-0063	糸魚川市清崎9番1号	025-552-0046	<a href="http://www.itoigawahakurei-h.nein.ed.jp/">http://www.itoigawahakurei-h.nein.ed.jp/</a>
77	海洋高等学校	949-1352	糸魚川市大字能生3040番地	025-566-3155	<a href="http://www.kaiyou-h.nein.ed.jp/">http://www.kaiyou-h.nein.ed.jp/</a>
78	佐渡高等学校	952-1322	佐渡市石田567番地	0259-57-2155	<a href="http://www.sado-h.nein.ed.jp/">http://www.sado-h.nein.ed.jp/</a>
	佐渡高等学校相川分校	952-1501	佐渡市下相川162番地	0259-74-3257	<a href="http://www.sadoai-h.nein.ed.jp/">http://www.sadoai-h.nein.ed.jp/</a>
79	羽茂高等学校	952-0504	佐渡市羽茂本郷410	0259-88-3155	<a href="http://www.hamochi-h.nein.ed.jp/">http://www.hamochi-h.nein.ed.jp/</a>
80	佐渡総合高等学校	952-0202	佐渡市栗野江377番地1	0259-66-3158	<a href="http://www.sadosou-h.nein.ed.jp/">http://www.sadosou-h.nein.ed.jp/</a>

#### 新潟市立高等学校

番	高等学校名	郵便番号	所在地	電話番号(代表)	URL
1	万代高等学校	950-8666	新潟市中央区沼垂東6丁目8番1号	025-241-0193	<a href="http://www.bandai-h.city-niigata.ed.jp/">http://www.bandai-h.city-niigata.ed.jp/</a>
2	明鏡高等学校	950-0075	新潟市中央区沼垂東6丁目11番1号	025-246-3535	<a href="http://www.niigata-meikyo.city-niigata.ed.jp/">http://www.niigata-meikyo.city-niigata.ed.jp/</a>



新潟県

問合せ先

○新潟県立高等学校に関する事項について

新潟県教育庁高等学校教育課指導第1係

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

TEL 025(285)5511

内線 3882

FAX 025(285)7998

ホームページ <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kotogakko/>

○新潟市立高等学校に関する事項について

新潟市教育委員会学校支援課教育課程班

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル4階

TEL 025(228)1000

内線 33263

FAX 025(226)0073

ホームページ <http://www.city.niigata.lg.jp/kosodate/gakko/>